

一九五〇年五月に外貨割当に対する保証金預託率が二〇—三〇%から四〇%に引上げられた。

(i) イラン

非必需物資についてはLC発行に際し五〇%の輸入保証金が積まれることになつていたが一九五一年一月以降中央銀行の決定によりこの率は一〇〇%に引上げられると共に必需物資についても八〇%の積立が行われることとなつた。

(j) トルコ

極めて低率(二—四%)であるが輸入保証金の積立が行われている。(加藤)

## ガットの運営と改正について

昭和30・8・1

### 目次

一、はしがき

二、国際貿易憲章(I.T.O憲章)とガット

1 I.T.O憲章の構想

2 I.T.O憲章の構想の挫折

三、ガットの構想

1 ガットの成立

2 ガットの原則

(1) 関税率の据置

(2) 数量的制限の撤廃

(3) 数量的制限の無差別適用

3 ガット原則に対する例外

(1) 特惠関税

(2) 国際収支保護のための輸入制限

(3) 経済開発のための例外

ガットの運営と改正について

四、ガットの運営

1 ガット運営の概要

2 ガットの成果

(1) 関税政策上の成果

(2) 通商政策上の成果

五、ガットの全面的再検討

1 ガットの限界

2 再検討の必要

3 再検討の内容

(1) 関税政策上の修正

(2) 通商政策上の修正

(3) 組織上の改正

六、むすび

一、はしがき

関税率及び貿易に関する一般協定(General Agreement on Tariffs and Trade—ガット)は一九五四年十月二十八日より開催の第九回ガット締約国団会議における全面的再検討の結果、近く再編強化の上再発足することとなつた。

今回のガット再検討がいわゆる通貨の交換性回復問題との密接な関連においてとりあげられたものであることはいうまでもない。蓋し戦後における国際経済正常化の当面の目標とされている通貨の交換性回復—經常為替取引の自由化は単なる為替面の問題ではなく、同時に貿易上の諸制限の緩和、撤廃を伴うことなくしては、ほとんど無意味に終るからであり、かゝる貿易上の諸問題を解決するに当つてはこれらを直接の課題とするガットの再編強化が不可欠と見られるからである。

ガットの再検討は国際貿易憲章(Havana Charter for an International Trade Organization—I.T.O憲章)の構想の挫折によつて遅かれ早かれとりあげられるべき問題であつたが、貿易面における各国各企業の利害は複雑多岐にわ

たりその調整は容易なことではなく、長らく懸案のまゝ持越されていたのであった。

従つて今回の再検討はそれが貿易上の当面の諸問題をすべて解決するものではないとしても、まことに意義深いことであつた。貿易の拡大、発展に対する各国の関心が一段と高まりつゝある折柄、今後におけるガットの活動は国際的注視の焦点となることであろう。

既にガットについては調査月報昭和二十七年十二月号「GATT加入の効果と影響について」において、特に日本の加入という観点から紹介がなされている。従つて以下においては主として今回の再検討の内容及びそれを繞る諸問題について報告することとし、それとの関連においてガットの諸原則、従来の運営状況等についてみることにしたい。

## 二、国際貿易憲章(I.T.O.憲章)とガット

### 1 I.T.O.憲章の構想

戦後における国際経済運営の構想は周知のごとくブレトンウッズ協定と憲章とI.T.O.を中心とするものであつて、とくに後者がその支柱となるべき重要性をもつものであつた。すなわち国際為替取引部面においては国際通貨基金(IMF)が、国際長期信用部面においては国際復興開発銀行がそれぞれの部面における核的機構として設立され、これら両者と鼎立して国際貿易部面においてI.T.O.憲章が各国貿易政策の拠るべき原則を示し、国際貿易機関(I.T.O.)を設立することにより、国際経済の安定的発展が期せられたわけである。

I.T.O.憲章はその全文九章一〇六条、付属文書一一という龐大なものである。憲章の基軸をなすものは貿易障害を取扱う第四章、貿易政策の部分であつて、こゝで関税率の引下及び特惠関税の除去(十七条)、数量的制限の廃止(二〇条)及び貿易上の無差別待遇の確立(十六條)の諸原則が明らかにされており、これら貿易政策上の原則を効果的ならしめるために例えば制限的商慣行に關し国際的独占の活動を規制し(第五章)、政府間商品協定に關する準則を定め(第六章)、更に国内的安定政策とくに安全雇用目標の国際貿易に對する關係を明確化し(第二章)、また後進国の経済発展及びこれに關連する国際投資についての規定(第三章)を設

けている。憲章第一章により創設されるI.T.O.(手続規定は第七章)は以上の諸規定を具体化する機関であつて、會議の主催、苦情の処理、国内法規改廃の勧告等に至る広汎な権限を与えられ、各国国際経済關係の要ともいふべき存在とされている。

国際経済においてかく広汎な範囲にわたる、従つて劃期的な意義をもつI.T.O.憲章が参加五十三カ国により調印されるに至つたのは一九四八年三月であつた。同憲章の構想は早くも一九四一年八月の大西洋憲章(米英共同宣言)に発するとされているが、爾來右調印までに実に七年に亘る日子を要したわけである。

I.T.O.憲章がかくも龐大なものとなり、ないしは前記ブレトンウッズ両機構に比して具体化に著しく時日を要した理由は、同憲章の対象とする国際経済部面、とくに貿易關係においては各国の利害が極めて錯綜し、かつ戦後の世界においてはそれが一段と複雑、尖鋭化していた結果に他ならない。クレイトン元米國國務次官はこれについて次のごとく述べている。すなわち、I.T.O.憲章はいわば崩壊に瀕した世界において着手されねばならなかつた。さもなければ「各国は新しい諸制限の一大体系を組立てるであらうし、後にこれら諸制限を取除くことは成功の見込みがない」と考えられた。と同時に憲章は現実的なものであるべきであつて、基本的な原則を樹立するとともに「緊急事態に即応し、かつ相異なる國民經濟を一個の共通な世界貿易の型に適合させるために必要な詳細な規定」をもつものでなければならなかつた。

戦後における經濟混亂の時期にI.T.O.憲章実現という困難事が米國の主導の下に始められたことは偶然ではない。「米國は世界各國との關連において特異な地位を占めるに至つた」のであつて終戦時において米國は世界總生産の三分の一を、工業生産において過半を占め、その輸出は一九四七年に世界輸出總額の三分の一(輸入は一〇分の一)に達していたといふことき事實はこの間の事情を物語るものであらう。米國の戦後國際經濟政策は(1)貿易の拡大、(2)民間取引の伸張、(3)貿易の多角化、(4)貿易の無差別化、(5)国内安定政策と貿易政策との結合、及び(6)國際協調の重視をその基本原則とし、これをもつて世界を一個の自由な市場に組織しようとするものであつた。かゝる諸政策は戰災復興、完全雇用ないしは経

済の開発・多角化等を目標として差当り国際経済取引を嚴重に統制しようとした爾余の諸国の政策とはかなり相異するものであつて、ITO憲章の調印はこの間の妥協及び調整の成果であつたわけである。(C. Wilcox, A Charter for World Trade, 1949)

## 2 ITO憲章の構想の挫折

ITO憲章の調印は従つて米国内閣後貿易政策の重要な前進を意味するものであつたが、皮肉なことにその米国内閣が、議会の批准をえられないまま、一九五〇年暮自らその実現を断念するに至つた。同年十二月國務省は「大統領は政府関係部局の次のごとき勧告に同意した、すなわちITO憲章草案は議会で再提出しないものとし、一般協定(ガット)に対する米国の参加をより効果的ならしめる立法を考慮するよう議会で要請する」旨明らかにした。政府は右の言明において「わが国の議会及び他国の立法府が現在直面している多くの重要な諸問題は、われわれが貿易問題について、最も緊要な、かつ最も速やかに具体的成果をあげ得るものに集中することを要求している」と極めて簡単にその理由をのべているにすぎない。

米国内閣がITO憲章の批准を断念したことは、各国の態度から推してこの野心的な試みが挫折したことを意味するものであつた。一九四五―六年に國務省にあつた経済学者ウイリアム・デイーボルド氏はかゝる事態の原因を(1)一九四五―五〇年における国際状況の変化、(2)米国内閣における政治状況、及び(3)米国内閣の意向の諸点に求めている。すなわち

(1) 一九四五年より一九五〇年までの間に国際間の政治的緊張が激化し、また経済復興への過渡期の困難が意外に大きいことが明らかとなつた。当面の政治的・経済的困難はマーシャル・プランによつて処理されねばならず、また貿易障害除去という問題は差当りガットの範囲を出るものではなかつた。かくてITO憲章は緊急性を喪つた。

(2) 戦後のトルーマン政府は一九三〇―四〇年代にローズベルト―ハル政府が互恵通商協定計画において示したごとき、議会に対する説得力をもたず、従つて中立的な投票を惹きつけなかつた。加えて憲章の複雑性が一般の理解を阻み、

ガットの運営と改正について

他方輸出市場獲得に対する要望は輸出増加と対外援助計画によつて一応満たされておき、何れも憲章に対する支持を減ずることとなつた。

(3) 最大の原因は財界から支持されなかつたことであつた。憲章が各国の利害を調整し現実的な同時に妥協的なものとなつた結果、従来互恵通商協定計画に賛同したグループからさえ反対されることになつた。いわゆる国際派(国際商業會議所米國委員會・全國貿易評議會等)から中間派(米國商業會議所・全國製造業者協會等)に至るまで、憲章に関しては完全論者(Perfectionist)の立場にたち、それが國家主義的經濟政策を認め自由企業体制を危うくしていること、広汎な差別の余地を残し國際的利害を國家的利害に従属させていること、米國は一方的義務を負い、一國一票制の結果恒久的に少數者となること等を論拠として批准に反対した。いわゆる保護派もその超國家性、低コスト商品流入の可能性等の論点をあげて反対の立場をとつた。(W. Diebold, Jr., The End of ITO, 1952)

かくしてITO憲章の構想は頓挫したわけであるが、現実にはその構想が國際的な各種の取極において部分的に繼承されてゆくこととなつた。例えばOECEの貿易自由化方式において、欧州石炭鉄鋼共同体において、あるいは國際商品協定に關する暫定的協力委員會、制限的商慣行に關する一九五一年九月の國連經濟社會理事會の勧告等においてこれがみうけられる。

ガットはこれらITO憲章の部分的實現のうちその最も主要なものであり、憲章の發効が絶望化するとともに一段と重要視されるに至つた國際協定である。それはITO憲章の中核となるべき關稅及び貿易政策に關する規定をその主要内容として繼承するとともに、ITO憲章が企圖した全世界的規模における國際的協力に對し一つの場を提供するものである。

ITO憲章の批准を断念した後における米國內閣の意向は憲章を改正し、再びその實現を図るということではなく、憲章に代えてガットをより永続的なものたらしめるといふ点にあつたといわれている。かゝる米國內閣の態度はガットの構想が――従つてまたITO憲章の貿易政策部分が一九三〇年代における米國貿易政策、すなわちその一九三四年互恵通商協定法成立に端を発するものであり

戦後におけるその発展であるといふことに関連するものであろう。すなわち一九三〇年スムート・ホーレイ関税法における極端な高関税に対する反省と、それに続く大不況期における貿易拡大の要求とが、一九三四年の互恵通商協定法の制定として結実し、大統領は互恵通商協定の締結により関税引下の権限を附与され、これに基いて幾多の協定が締結された。この過程において関税に止まらずそれ以外の通商障壁、例えば数量的制限、差別的国内税等の除去の必要性が認識されるところに、その除去が双務協定方式においては達成しえないことが明らかとなり、こゝにI.T.O憲章ないしはガットが戦後政策として構想されるに至つたわけである。

### 三、ガットの構想

#### 1 ガットの成立

ガットはI.T.O憲章草案作成に関する討議の過程から生れた。一九四七年四月国際連合貿易雇用会議準備委員会の第二回会議がジュネーブにおいて開催された際、同委員会の構成国(ソ連を除く十八カ国)は憲章草案の検討と併行して関税率引下の交渉を行つたが、それが終つた時に未だI.T.O憲章は成立するに至つておらず、従つてこの成果を何らかの形において取纏める必要が生じたため、「関係諸国はとりあえず貿易政策に関する憲章の条項をこれに投げ込み、手続規定を付加え、これに関税率三カ年据置という帽子をかぶせ」一九四七年十月三十日付をもつて三部三十四条(後に三十五条)からなる「一般協定」という名にふさわしくなすガット」(M. L. Hoffman, *The Future of GATT*, *Lloyds Bank Review*, Oct. 1954)を作り上げたのであつた。

従つてガットはその内容においてI.T.O憲章第四章といわば同種のものでありながら、法的には別個のものとして締結された。この両者の関係について、I.T.O憲章はガットによる関税率譲許を同憲章の規定に基きなされたものと看做すとともに、同憲章による関税率譲許はガットに合休させるものとし、同憲章発効後二年以内にガットの締約国とならない加盟国に対しては関税率に関する一般的最恵国待遇を定める規定の適用を停止する旨定めた。またガットにおいては同憲章の一般原則に遵うこと及び貿易政策に関する第二部の規定は同憲章発効日をもつ

て停止するものとされた。かたわら、憲章草案になお修正が予想されたこともあつてガットと同日付をもつてその「暫定的適用に関する議定書」を作成、これにより第一部関税に関する規定及び第三部手続規定のみをとりあえず発効せしめる一方、第二部に關する規定は各国「現行法令と合致する最大限度において」(同議定書I(b)実施することとした。

かゝる成立の経緯の示すごとく、ガットの構想はI.T.O憲章のそれと異なるものではなく、戦後国際貿易運営の根本理念たる自由化・多角化を体现するものであつて、このことは一般協定というその法的形式においてもまた「関税その他の貿易障壁の実質的な軽減並びに国際貿易における差別待遇の廃止」というその目標においても明示されている。ガットはかゝる理念ないし目標の現実化のために若干の原則を確立し、その例外の規制と逸脱に対する措置とを規定したが、今その大要を摘記すれば次のごとくである。

#### 2 ガットの原則

##### (1) 関税率の据置

関税率の公示及び据置はガットの最も重要な原則である。関税率に関する規定は第一部及び第三部に掲げられ、締約国政府に対し絶対的拘束力をもつて実施されており、一般的最恵国待遇の保証、即ち関税上の差別撤廃と、譲許表の作成即ち関税率の公示、据置との両面から各締約国の関税政策を拘束している。

まず一般的最恵国待遇許与の原則は第一条(今回の修正により第二条となる)「一般的最恵国待遇」に示されている。同条は輸出入及びその支払に関する関税及び課徴金、その徴収の方法、輸出入に関する手続、輸入品に関する内国税及び内国分配関係法規に關しては、他の締約国の産品及び他の締約国に仕向けられる産品に対して、即時かつ無条件に、最恵国待遇を許与する旨規定している。右の最恵国待遇は一般的な、即ち待遇の特定されない事項についても包括的にこの待遇を与えるという性格のもので、一九二九年国際連盟経済委員会の勧告した標準テキストに従い採用されたものである。最恵国待遇に關し、かゝる規定が設けられたことは、従来特に両大戦間期間に關税協定主義国と非協定主義国との間、あるいは多角条約と双務条約との關係においてその適用問題が紛糾しがちであつたこ

とに鑑み、意義深いことである。

次に第二条(修正第三条)「譲許表」は他の締約国の貿易に対し譲許表に定める待遇より不利でない待遇を許与しなければならぬと定めている。この規定は、前記最惠国待遇の規定が関税率に關し差別排除という意味で各締約国相互間の關係を定めるものであるのに対し、各締約国について個別的に作用し前条の規定の前提をなすという關係にある。譲許表は関税引下交渉の結果定められた輸入関税率を揭示・公表するものであつて、所掲関税率は第二十八条「譲許表の修正」に定められる期限まで一定期間据置かれることとなるのである。

現行ガットにおいては第二十八条の期限は後述のごとく一定期日をもつて定められているが、今回の修正により自動的に三年間づつ延長されることとなつた。同時に従来何等規定されていなかった譲許表の作成、即ち関税率引下交渉に關しても、新たに規定(修正第二十九条)を設け、関税率の引下の重要性とその方式について過去における関税交渉會議の經驗を明文化することとなつた。

因みに現行ガットは締約国に定期的に関税率引下の交渉を行う義務を課すものではない。それは関税交渉が行われた場合そこで取極められたものに対し法的効果を付するのみである。このことはガットのI.T.O.憲章に対する從属的な性格、従つてまたI.T.O.憲章発効までのものとしての暫定的性格を如実に示すものであつて、I.T.O.憲章ではその第十七条に關税引下交渉會議に關しその加盟国がI.T.O.の要求により関税引下交渉を行わねばならぬ旨規定されていた。今回の修正においても、なおかゝる関税引下交渉の義務を課するに至らず、この点なお今後問題を残しているものと言えよう。

## (2) 数量的制限の撤廃

関税政策の拘束によつて得られる利益を確保するためには他の貿易障害に対しメスを加えねばならない。周知のごとく兩大戦間期間及びそれ以降、とくに戦後においては貿易障害としての関税政策の地位は低下し、数量的制限がこれに代つて最も重要な役割を演ずるものとなつた。従つてガットが貿易自由化及び多角化を企図する限り各国の数量的制限政策をその規制の対象とせざるをえないのである。

## ガットの運営と改正について

数量的制限に対するガットの態度は「全面的撤廃」である。第十一条「数量的制限の一般の廃止」は締約国間の輸出入に關し「割当によると、輸入または輸出の許可によると、その他の措置によるとを問わず、関税、租税その他課徴金以外のいかなる禁止または制限も設定し、または維持してはならない」と簡潔明瞭にその原則を打出している。

前記のごとくガットは関税障壁に關してはその拘束・据置並びに最惠国待遇について規定しているが、その廃止については何ら言及せず、引下の重要性についても今回漸く規定上明文化されることとなつたにすぎない。のみならず新しい関税の設定あるいは従来の関税率の引上(但し譲許表所掲のもの引上には報復措置を招く)のごときものすら、禁止または制限されていない。これに対し、ガットの数量的制限に対する態度には「格段に厳しき」(more categorical)ものがある。この相異は兩者の經濟關係に及ぼす影響の差違に由来するものといわれている。例えば関税にあつては、外国価格ないし国内所得の貿易量に對する關係、国内価格ないしは生産の世界市場の変化に對する關係、比較効用の貿易方向に對する關係等に攪亂的に作用せず、しかも他國に對しては無差別的な性格を有するとともに私企業活動を制するものではない。従つて関税は通商障壁としても最も自由・多角的・無差別的な方法である。一方数量的制限にあつてはこれに對し全く逆の作用が含まれており、双務主義的・差別主義的かつ私企業に對し制限的に働く傾向が見受けられる。この点に關しI.T.O.中間委員會ウインダム・ホワイト氏は第二回ガット運営報告書において次のごとく述べている(右委員會に對しては後述)。すなわち「関税は税を支払うことを条件として外國商品の自國商品との競争を許すものである。しかるに一方数量的輸入制限は輸入を許可する量に一定の限界を付するものである。……関税も数量的制限と同様實際上は禁止的效果を有することのあるものであるが、通常は数量的制限の方が国内生産者に對して関税操作によつてえられるものよりも多くの保護を与える。」以上のごとき解釈の当否はともかく、ガット(ないしI.T.O.憲章)におけるこれら兩者の差別的取扱は一九三〇年代以来の米國関税・貿易政策と關連するものとして興味あるところである。

数量的制限撤廃の明文化が直ちに現実的にこの原則が強行されうることを意味しないことはいうまでもない。事実この問題をめぐって農産品貿易、国際収支保護及び後進国の経済開発等に関連して各国において烈しい討論が重ねられたのであつて、ITO憲章草案作成に関する「ロンドン・ジュネーブ及びハバナにおける会議は数量的制限に関する国際連合会議と記しても誤りとはいえない」といわれる程であつた。従つてこの原則に対しては以下にのべるごとく重要な例外が設けられており、国際経済は事実上右の原則には程遠い実情にあるが、しかしながら両大戦間期間において企てられた同種の試みが広汎な例外を含むものでありながら遂に実現するに至らなかつたことを想起するならば、とにも角にもこの原則が明文として設けられたことは注目すべきことといわねばなるまい。

### (3) 数量的制限の無差別適用

数量的制限撤廃の原則が明文化されたとしても、これに例外を設けることは政治的考慮としてのみならず現実的な経済関係よりしても不可避的であるとすれば、例外として数量的制限が行われる場合に、それにより生ずべき悪影響をできる限り防止する措置を講じておくことが必要である。かゝる措置は認められるべき各種例外措置にそれぞれ適当な条件を付するという形においてなされているが、他方、より一般的にかゝる数量的制限が貿易の多角化という根本理念と矛盾することのないよう、無差別に適用すべきであるという原則の確立により期せられている。かゝるガットの態度は関税障壁に対して一般的最恵国待遇許与の原則を明示したと対応して、数量的制限という貿易障害に対してその無差別的適用を原則としたものとみうるであらう。

ガットはこの点についてまず「すべての第三国の同種の産品の輸入またはすべての第三国に仕向けられる同種の産品の輸出が同様に禁止されまたは制限される」のでなければ数量的制限を課してはならないと規定している(第十三条一)。  
しかしながら例えば輸入量の割当を行う場合もし形式的に平等な取扱をなすならば実際にはかえつて無差別の原則に相反する結果を生ずるといふごとく問題があるため、ガットはさらにかゝる「同様に制限する」方式が「制限がない場合に締約諸国が獲得すると期待される取分にできる限り近くその産品の貿易量を分配する

ことを目標」として実施されねばならないと定めている(第十三条二)。

以上の立場は次のごとく具体化される。すなわち制限を実施する場合には許可総額を決定し、その枠内で競争的に各国の配分量を決定することが望ましい。各国間に割当を行う場合には関係国との取極により、あるいは過去の代表的期間における比率を基礎として割当総量の配分を行う。割当量の決定が実行不能である場合には、個々の申請に対して行政的決定を行う方式をとることができる。この場合輸入制限実施国に対して関係情報の提示義務が課せられることはいうまでもない。

ガットがかようにして数量的制限の無差別適用を実現しようとして定めている方式は決して完全なものではない。例えば割当総量のみを決定してその枠内において競争させる場合においても、季節的産品等の場合のごとく実質的に差別を生ずる余地があるうし、過去の代表的期間における比率により国別に供給量を割当てる場合においても「代表的」期間の選定は必ずしも容易ではなく、かつ貿易の方向を過去のそれに凝固せしめる虞れがある、といふごとくである。このことは一旦数量的制限が始められるならば無差別適用の原則に対し必ず矛盾が生ずるといふことを示すものであるが、にも拘らずガットがこゝにこの原則を確立し、その具体化を試みたことは高く評価すべきことであらう。

### 3 ガット原則に対する例外

ガットが(従つてまたITO憲章が)以上の原則を掲げるに当つて直面した問題は、一九二〇—三〇年代の経験の示すごとくかかる理想に関し決議するに止まつてガットを現実には無力なものに終らせるか、あるいはガットがとにも角にも活動しうるものとするために、差当り現実との妥協を甘受するかという二者択一であつた。ITO憲章がそうであつたごとく、ガットもまた後者を選び、従つて以上の原則に対して多くの、かつ重要な例外を認めることを余儀なくされた。むしろここで各国にとつてより重要であつたことは、その例外をどの程度にまで認めるかというその範囲の問題であつた。いう迄もなく例外の範囲はその時々政治的経済的事情に依するものであり、従つてこれが確定された後においても随時その妥当性に関し問題が提起されねばならなかつた。今回の再検討もその一例であ

るが、それはとも角ガットはその原則と現実とを調整するために認められるべき例外措置を列挙し、それぞれに条件ないし手続を定め、その範囲においてのみ原則からの逸脱を認めるといふ建前をとつたのであつて、例外の主要なものは次の通りである。

(1) 特惠関税

I T O 憲章の構想の初期における一九四二年米英相互援助協定には関税の引下及び差別待遇の除去ということが示唆されているが、この差別待遇には特惠関税制度を含むものと解釈されていたといわれている。特惠関税制度は特定国間の貿易(第一表) 英本国の特惠地域向貿易高推移

易に関し他国と差別的に優遇する関税を適用するものであつて、ガットにおける関税上の最惠国待遇許与の原則と対立する関係にあり、就中一九三二年オタワ会議の結果形成され、三〇年代における各国の貿易戦争に拍車をかけることとなつた英帝国特惠関税制度が顕著なものとして知られている。特惠関税の除去は米国の最も力説するところであつたが、他方英国にとつては容易にこれを承諾しえない立場にあつた。このことは英国の貿易総額に占める連邦諸地域の比重が戦前戦後を通じ輸出入とも約四―五割に達するものであつたことから窺われるであらう(第一表)。

年次	輸		出		輸		入	
	総額	内 特惠地域向	%	総額	内 対特惠地域	%		
一九三八	二、六〇二・八	一、一九六・三	四六・〇	四、四九六・三	一、七八六・一	三九・七		
一九四八	六、六三五・三	三、四三一・二	五一・七	八、三七四・五	三、九〇〇・六	四六・六		
一九五〇	六、三一七・〇	三、二二七・四	五一・二	七、三〇三・〇	三、二五〇・四	四四・五		
一九五一	七、五七八・三	四、〇四五・六	五三・四	一〇、九三〇・七	四、五九八・五	四二・一		
一九五二	七、六三二・二	三、八七一・六	五〇・七	九、七四一・二	四、七六八・二	四八・九		
一九五三	七、五二四・六	三、八九一・一	五一・七	九、三六五・七	四、八七五・九	五二・一		

(単位 百万米ドル)

(註) ガットにおける英帝国特惠地域は次の通り。

英本国及びその属領、カナダ、オーストラリア及びその属領、ニュージーランド及びその属領、南西アフリカを含む南ア連邦、アイルランド、インド、パキスタン、南ローデシア、ビルマ、セイロン  
資料 Direction of International Trade, Vol. V, No. 8 よう作成

かくしてガットは最惠国待遇許与の原則の例外として一定の特惠制度の存続を認めることとし、そこにおいては輸入税または輸入課徴金についての特惠を廃止する必要のない旨の規定を設けた(現行第一条、修正第二条)。存続を認められた特惠には英帝国特惠、仏連合、ベネルックス米比間及び米キューバ間特惠等が含まれている。これに従い譲許表についても最惠国税率(いわゆるガット税率)と特惠税率との両者が区別され、前者は譲許表の第一部に後者はその第二部に掲げられることとなつた。この場合、特惠を許与された産品に対する特惠の幅は両税率の絶対的な差(比例的な差ではない)をこえてはならぬものとされ、譲許表に定め

のない産品については右の幅は一九四七年四月十日現在の差と定められている。ガットにおいては、I T O 憲章におけるごとく既存の特惠を除去するための交渉開催についてふれているところはないが、新規に特惠を創設することについて反対の立場にあることは明らかである。No-New-Preference-Rule といわれているのはかかるガットの態度を指すものである。

(2) 国際収支保護のための輸入制限

一九四七年における米国の経常国際収支戻は欧州、米州、スターリング地域、その他の何れの地域に対してもすべて受超を示し、その総額は約一一六億ドルと

いう巨額に上り、また一九四八年における欧州諸国の貿易量は一九二九年の約六六%の水準に止まつていた(第二一四表)。ガット成立前後における国際経済の不均衡の状態はこれを正確に測定しうべくもないが、それがいかに深刻なものであつたかは以上の計数からしても明らかであろう。まさに各国はその好むと否とに拘らず自国経済を崩壊から守るために数量的制限及びその差別的適用という手段

を採用せざるをえなかつた。そしてガット(ないしはITO憲章)の構想が、ブレトンウッズ機構と同じく、かかる異常事態に対処することを本来の任務とするものでない以上、それが国際收支保護を理由としたかかる輸入制限を、原則に対する例外として扱わざるを得なかつたことも当然のことであつた。

(第二表) 米 国 経 常 国 際 収 支 推 移

(単位 百万米ドル)

財貨・サービス輸出	一九四六	一九四七	一九四八	一九四九	一九五〇	一九五一	一九五二	一九五三
財貨・サービス輸入	一四、七八三	一九、七五四	一七、〇五八	一六、〇三三	一四、三九六	二〇、二八二	二〇、六六一	二一、二六五
差引輸出超過	六、九五〇	八、一六二	一〇、二九五	九、六六一	一二、〇五三	一五、〇六八	一五、六八八	一六、四二四
輸出超過地域別内訳	七、八三三	一一、五九二	六、七六三	六、三七二	一一、三四三	五、二一四	四、九七三	四、八四一

OECE 諸国	四、〇九三	五、四二六	三、七八六	三、二一六	一、八五三	三、〇四四	二、八五九	二、九一一
OECE 諸国 領	一九五	三三四	七三	一七一	三三三	四八六	四九九	四三八
その他 欧州 諸国	八八八	三三三	三〇	二八	三六	八九	二〇	一五
カナダ	七一一	一、一八五	四三八	五七〇	三四四	六九一	八七〇	九〇八
ラテンアメリカ	五九一	二、〇六七	一、〇八四	六五五	二二五	一、〇〇九	六三六	一六二
その他 諸国	一、三九六	二、二一五	一、三六七	一、六六五	二三八	八六〇	一、〇六四	一、二九三
国際機関	四五	三三	一五	六七	五二	七	二三	二〇
スターリング地域	八五三	二、〇五八	七三八	七九五	二六九	三五五	二七九	一三〇

資料 Survey of Current Business, July 1954. より作成

(第三表) 世界貿易量推移

(指数 一九二九=一〇〇)

年次	欧 州	米 国 及 び カ ナ ダ	そ の 他 諸 国	総 計	年次	欧 州	米 国 及 び カ ナ ダ	そ の 他 諸 国	総 計
一九二九	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一九五二	一一〇	一八九	一三四	一三一
一九三七	八三	八五	一二七	九七	一九五三	一一九	一九五	一三九*	一三六*
一九四八	六六	一六三	一一一	九七					

\* 一九五三年一月九月  
資料 BIS, 24th Annual Report.



(第四表) 金及外国為替準備高推移

(単位 百万米ドル)

年	金						外 国 為 替					
	一九三七	一九四八	一九四九	一九五一	一九五三	一九五五	一九三七	一九四八	一九四九	一九五一	一九五三	
E P U 諸国	五、九五〇	三、四五〇	三、七五〇	四、〇二五	五、一〇〇	六、七五	二、〇五〇	二、三七五	三、四二五	五、〇七五		
内 ベ ル ギ	八二六	六二四	六九八	六三五	七七六	一	三一四	一九九	四一九	三一四		
フ ラ ン ス	二、七四九	五四六	五四六	五四八	五七五	三四	二	二五四	三六五	三八一		
イ タ リ	二一〇	九六	二五六	三三三	三四六	二	四四三	六四八	六七〇	六〇六		
オ ラ ン ダ	九三三	一六七	一九五	三三六	七三七	四二	一八〇	二〇〇	二三六	四三〇		
ス エー デ ン	二四四	八一	七〇	一五二	二一九	二六九	一五二	一九九	三三二	二八八		
英 国	四、一四一	一、六〇五	一、三三〇	二、二〇〇	二、三〇〇	：	四〇四	四〇二	一七四	二四六		
米 国	二、七九〇	二四、三九九	二四、五六三	二二、八七三	二二、〇九一	：	：	：	：	：		

註 1 中央銀行・大蔵省及び政府機関の保有総額の推定

2 外国為替は米ドル、スターリング及びEPU債権等よりなる

資料 IMF, International Financial Statistics, Jan. 1955 より作成

国際收支保護のための輸入制限は数量的制限の撤廃及び数量的制限の無差別適用という両原則に抵触する最も重要な例外措置である。ガットは第十二条において「対外財政状態及び国際收支を保護するため、輸入を許可する商品の数量または価額(Value)を制限しうる」として、その場合に従うべき条件を次のごとく定めている。

まず締約国が本条項に基いてなしうる輸入制限は、(1)自国の貨幣準備の著減を阻止しまたは予防するため、(2)著しく低位にある貨幣準備を妥当な割合で増加させるために必要な場合、必要な限度においてのみこれを設定、維持、強化しうる。この場合注目されることは締約国が完全雇用ないしは資源開発を国内政策としていた場合、かかる政策を変更すれば国際收支保護のための輸入制限は不要となろうという理由で制限の撤回、修正を要求されないこととし、かつ、かかる国内政策に照らして産品の輸入に対し軽重の差を付し得ることを明らかにしていることである。この規定はいわゆる自由貿易論者と完全雇用論者との間の見解の調整のため設けられたものであり、当面の国際経済の不均衡が急激なデフレーション

ガットの運営と改正について

ンによつてのみ解決されうるものでないことを認めた結果であるとみられている。

国際收支保護のための輸入制限の新設及び実質的強化は締約国間(今次修正により貿易協力機構(OTC)との協議に付せられるものとし、更にかかる制限がガット規定に反して賦課されている場合には締約国の付託に基づき締約国間関係国間の協議を主催し、場合により当該制限の修正または撤回の勧告ないしは制限国に対する締約諸国のガットに基く義務の免除を行う。今回の修正においてはこの点後述のごとく若干強化されてOTCによる制限の年次審査並びに審査の結果としてのこの種の勧告、免除措置に関する規定が追加されている。

つきにかかると国際收支保護のための制限の適用は一定の限度内で無差別の原則から逸脱し得ることとされている。無差別の原則からの逸脱はもともと戦後の「例外的な過渡的取極」として認められていたものであるが、これまた後述のごとく今回の修正の対象となり、かかる「過渡期」からは離れた一応常設的な規定として整備された。逸脱の方法ははじめハバナ・オブション即ちIMF協定に基づき、

經常的國際取引のための支払及び振替について課しうる制限と等しい効果を有する方法で、又は一九四八年三月一日現在実施の制限の範囲内において、差別措置を適用するものと、ジュネーブ・オブション即ち他の締約国からの輸入に対して支払を要する価格よりも実質的に高い価格を支払わないことを条件として、付属書Jにより追加輸入を得るために差別措置を適用するものとの兩種とされた。後者の方法はカナダ、セイロン、南ローデシア、南ア連邦及び英国の五カ国によって選択されているが、今回の修正発効とともに廃止される予定である。

差別的制限は戦後における例外的な経済的困難の結果として生じた国際收支の不均衡を前提として許されているものであるから、当初来ガットの規制も比較的厳格であり、例えばその存続期間を締約国がIMF協定第十四条の過渡期条項を援用している期間に限定し、或は締約国団に対する年次報告及び年次協議の義務を課し、かつ時により特定の逸脱を終止、または全面的な廃止に関する締約国団の勧告に従わしめる等の規定を設け、今回の再検討においても実質的に承継されている。

なお国際收支保護のためのガット原則逸脱に関連してガットとIMFとの関係に關し規定している点は注目を要する。これは貿易面における制限措置の為替面に及ぼす効果及びその逆に為替面の制限の貿易面に及ぼす効果が密接不可分のものであつて、このためこれらの点につきガットがIMFと統一ある政策を遂行する必要があるからに他ならない。これに関連する主要な規定は次の通りである。

まず締約国はIMFの加盟国となるか、それが不能の場合ないしは基金より脱退した場合には締約国団(修正後はOTC)と特別為替取極を締結せねばならない。右の取極はIMF加盟国が受諾したと同様な為替制限及び通貨の安定に関する制限に關し規定されるものである。

また締約国団は貨幣準備、国際收支等に関する問題の処理に際してはIMFと協議し、為替・金融に關するIMFの統計的及びその他の事実の認定を受諾せねばならない。更に締約国団が国際收支保護の輸入制限に關し決定を行う場合には当該締約国の貨幣準備の減少、水準及び増加率等に関するIMFの決定を受諾するものとされている。

(3) 經濟開發のための例外

後進国における經濟開發という問題は前記國際收支不均衡問題と並んで、戦後國際經濟の主要な特徴をなしている。「世界人口の四分の三は今なお産業的發展の初期の段階にある諸国に住んでいる」ということ、その生活水準は先進諸国のそれに比して著しく低位にあるということは、戦後これらの地域における政治的自覚の急速な向上と相俟つて、先進工業国に対する原料供給市場、製品販売市場としての従来の地位より脱却し、産業構造の多様化、工業化を実現しようとする要望を導びき出した(第五表)。かかる後進国の經濟發展への動きは従来のいわゆる國際的分業の型を打破するものではあるが、先進工業国の立場からしても、結局その市場の拡大を意味するものであつて、決して利害の相反するものではなく、従つてITO憲章作成の過程における後進諸国の強い要望の下にこの問題はその獨立の一章としてとり上げられ、またガットにおいても当初来これら諸国のために特例が設けられることとなつたわけである。

(第五表) 一九四九年における一人当國民所得比較 (單位 米ドル)

國 別	一人当所得額	國 別	一人当所得額
米 国	一、四五三	インドネシア	二五
英 国	七二三	パキスタン	五一
ベルギー	五八二	インド	五七
オランダ	五〇二	ポリビア	五五
フランス	四八二	南ローデシア	一〇一

註 右表は國際連合の National and Per Capita Income of 70 Countries, 1949 より作成したものである。同表は例えは調査対象七〇カ国のうち確實な統計資料に基づき算定した國は約四分の一に止まるというごく、かなりの不正確さをもっているが一応國際經濟發展の不均衡性の傾向を示すものとして掲げた。

本特例は再検討の際主要論点の一をなし、その結果全面的に修正されたものであるが、当初来現行ガットの本特例に対する態度は次のごときものであつた。即ちガットはまず「特定の工業または農業部門の確立、發展または復興を促進するための特別の政府援助が必要とされ」事情によつては「保護措置の形でその援助を

与えることが正当とされることがあることを認める(第十八条)として、経済開発に関するその基本的態度を明らかにした後、後進国が経済開発のためガット規定の例外として輸入に影響を及ぼす無差別措置をとることを認め、その手続を(イ)関税率譲許の撤回ないし修正(ロ)関税率譲許表所掲品目の輸入制限及び(ハ)関税率譲許表所掲品目以外の品目の輸入制限にわかも、それぞれの規定を設ける。

右のうち(イ)及び(ロ)は何れも譲許品目に関するものであつて、かかる譲許の撤回・修正又は輸入制限に関しては原則として事前に全締約国の同意ないし締約国団の承認を受けることを必要とし、緊急事態には締約国団に通報(できれば協議)のちその継続、中止、修正に関する決定に従うことを条件として必要な他の措置を講ずることとされる。後進国による以上の措置に対し、関税率譲許の互恵性という建前から実質的影響を受ける締約国は当該後進国に対し報復措置として、締約国団と事前協議の上締約国団が否認しない限りにおいて、実質的に等価値の義務または譲許の停止を行うことが認められる。

一方(ハ)譲許表所掲品目以外の品目の輸入制限実施の場合には右に比し若干緩やかな規定が適用されており、かかる措置が戦争に伴う異常事態により保護されていた特定工業の保護に関するものである場合等概して貿易上制限的でなく、かつ経済発展目的に適するものとみられる一定範囲の措置については、締約国団は後進国の提案に同意し、かつ、特定期間必要な免除を許与することとされ、それ以外の場合には関係締約国及び締約国団の事前の同意を要すると規定されている。

以上のごとき手続は何れも関係国ないし締約国団の事前同意を要するものであつて、この点後進諸国にとっては尠からぬ不満を残すものであつた。これら諸国はI.T.O憲章起草の過程を通じて特例の援用に対するかかる事前同意の規定に対し強く反対し、これを削除するためにI.T.Oに対し事後における審査及び中止権限を与えようという妥協案を提出したといわれている。今回の修正においても、これにフリー・ハンドを求めるこれら諸国の要請が強かつたと伝えられ、結局後に述べるごとく規定の全面的修正とともにかかる要請に対し考慮が払われることとなつた。

#### ガットの運営と改正について

#### 四、ガットの運営

##### 1 ガット運営の概要

ガットがその「暫定的適用に関する議定書」により一九四八年一月一日オーストラリア・ベネルルクス・カナダ・キューバ・フランス・英及び米の各国において実施に移されて以来本年は第八年目を迎えている。

いまこの間の運営状況の概要をみるに、まずガットがその主要目的として据置及びその効果の確保を期する関税率譲許はガット成立の直接の背景をなす一九四七年のジュネーブにおける関税率引下交渉会議以来、一九四九年のアヌシー会議、一九五〇—五一年のトーケー会議と前後三回に亘る交渉を経て確定、据置かれて現在に至つている。関税率引下交渉会議はいわばガット存立の前提をなすものといふべきであつて、右にみたごとく現行ガットがこれに関し協定上何ら規定しなかつたことは、ガット自体の成立が暫定的なものとされていたからに他ならない。

関税率引下交渉会議は多角的な国際会議の下において各国が個々の産品(税目)の関税率の譲許に関し関係国との間で二国間交渉を行うものであつて、その成果として譲許表が作成されるのである。かかる方式は前記貿易雇用会議準備委員会のロンドン会議(一九四六年十月)において案出されたものであつて、その準則は要旨次の通りである。

イ、交渉は各国が相手国に対し(自国のみで、または他国と共同して)主要供給国となつている産品(税目)に関して行われる。これはいわゆる主要供給国の原則といわれるものである。

ロ、交渉は個々の産品に関して行われる(a selective product-by-product basis)。各国は特定の産品に関し譲許を許与しない自由を有する。譲許の方式には関税率の引下、現行関税率の据置及び関税率引上の特定限度の設定の三種が認められる。

ハ、何れの国も一方的に譲許を要求されることはない。譲許の許与に際しては間接的利益をも考慮しなければならない。

ニ、特惠関税関係産品については、(1)最惠国税率の引下は自動的に特惠の幅の縮

減を伴うこと、(2)特惠税率の引下は自動的に最惠国税率の引下を伴うこと、(3)特惠、最惠国両税率の引下が交渉される場合にはこれに関して交渉国間の合意を要すること、(4)特惠の幅は拡大されないこと。

ホ、低税率または無税の取扱の据置は原則として高関税の引下または特惠の除去と等価の譲許と認められる。

ヘ、交渉に先立ち関税率の引上その他の保護措置の設定を差控えなければならぬ。

右準則はITO憲章にも規定されており、ガットのの下における各関税率引下交渉会議もこれに従って行われた。そしてそのうち一部が今回の修正により規定上明文化されたことは後述の通りである。

ジュネーブにおける第一回関税率引下交渉会議は一九四七年四月十月の約七カ月に亘つて開催され、参加二十三カ国はこの間計一二三の二国間交渉を行い約四五、〇〇〇税目に関する譲許を交換、これを二〇個の譲許表に取纏めた。第二回交渉会議は一九四九年四月八月フランスのアヌシーにおいて締約国が新たに一一カ国を招請して開催された。本会議では約五カ月間に計一四七の二国間交渉が行われ、約五、〇〇〇税目に関する譲許がなされた。この結果「新規加入に関するアヌシー議定書」が作成され、翌五〇年にデンマークなど九カ国が新たにガットに加入した。

右両交渉会議においてなされた譲許は一九五一年一月一日まで据置かれることとされていたのであるが、この据置期間満了を控えて譲許の再交渉と新規加入国との交渉のために、一九五〇年九月一五年四月の約七カ月に亘りイギリスのトーキーにおいて第三回交渉会議が開催された。本会議では締約国相互間における再交渉をも含めて計一四七の交渉が成立、約八、七〇〇税目の譲許が交換され、この結果作成された「トーキー議定書」により同年十月末までにオーストリアなど四カ国が新たに加入した。

以上三回にわたる多角的関税率引下交渉会議の結果、約五五、〇〇〇の税目がガット譲許表に組入れられ、関係品目の世界貿易額にしめる割合は四分の三、或は五分の四に上るといわれている。他方譲許の据置期間はその後屢次延長されて

今再次検討直前には右期間は一九五七年末までとされた。本年二月六月ジュネーブにおいて開催された日本正式加入のための交渉会議は新たに五三六の譲許を加え、右の成果をさらに大ならしめるものであつた。

多角的関税率引下交渉会議によつて積重ねられてきた成果はガットの下に締約国の共同行動を中核として運営されてきた。現行ガット第二十五条「締約国の共同行動」は協定の実施、その円滑な運用及びその目的の促進のため締約国の代表者が随時会合することを求め、共同して行動する締約国を締約国団とよぶ旨を規定している。右の会合は締約国団会議、通称ガット総会といわれてきたものであつて、事実上のガット執行機関をなし、協定義務の逸脱に関する審査、協議、決定、締約国間の苦情処理、或は国際通貨基金との取極等広汎な分野に亘つて機能しているものである。締約国団会議においては各国が一個の投票権を有し、その決定は新規加入の決定、例外的事情における義務の免除の決定のごとき別段の定め(三分の二多数決)ある場合を除き原則として投票の過半数によつてなされる。

第一回締約国団会議は国連事務総長の招集により一九四八年二月二十四日より三月二十四日までの間ハバナにおいて開催されたが、爾来一九四八年八月九月(ジュネーブ)、一九四九年四月八月(アヌシー)、一九五〇年二月四月(ジュネーブ)、一九五〇年十一月十二月(トーキー)、一九五一年九月十月、一九五二年十一月、一九五三年九月十月、一九五四年十月一五年三月(何れもジュネーブ)と前後九回に亘つて開催されている。

これら一連の諸会議を通過して主要議題とされたものをみるに、輸入制限の賦課、経済開発条項の援用、エスケープ・クローズの発動等協定義務逸脱をめぐる諸問題、貿易制限及びその差別的適用の実情調査、関税評価等貿易慣習の検討、関税水準不均衡の是正策研究ないしは規定改正、関係手続の作成等広汎な範囲に及んでおり、その各々について随時締約国団会議の行う決定或は措置は事実上国際貿易関係を律する尨大な「判例法」を形成するに至つてゐる。締約国団会議は各国有数の専門家をもつて構成され、随時閣僚級の列席をえて、複雑な貿易関係をめぐる各国の利害調整、協力関係の確立に適切な役割を果し、加えて各種国際機関及び締約国以外の諸国のオブザーバー派遣も多数に上り、過般「一般協定」再検

討を行った第九回会議には四十八カ国、八国際機関の代表が参集し、名実共に世界貿易会議の觀を呈している。

かかる定例の会議に加え締約国団は「会期間手続」(Intersessional Process)を採択し、会期間委員会を設置した。締約国団会議の役割が加重されるに従い、会議の準備を行いかつ緊急問題を処理する必要が明らかとなつたことは当然のことである。会期間手続は会期間委員会を設置し、航空便及び電信による票決方法を定める等の諸規定よりなるものであるが、これに基き同委員会は締約国団会議の日程及び議事の準備、締約国団より託された事項の遂行、輸入制限関係の協議ないし措置に関する問題の処理等の諸機能を果しており、また関税率引下計画等技術的諸問題のための作業委員会を設ける権限を与えられている。

締約国団会議及び会期間委員会の円滑な活動を裏付けるものとしてITTO中間委員会事務局が締約国団との取極によりその事務局としての機能を果してきた。ITTO中間委員会はITTO憲章調印と同時に行われた決議に基き、右決議を承認した五二カ国から成り、その下に十八カ国の実行委員会が選出されITTO第一回会議の準備に任じたものであつたが、かかる任務は一九四九年には殆ど完了し、それ以降、その事務局はホワイト事務局長の下に「運転手や給仕までふくめて」僅々二十人の人員をもつて、複雑かつ老大なガットの事務を処理している。

さきにみたごとくガットの成立はいわば性急裡になされたものであつた。しかしながらニューヨーク・タイムス紙(Edward H. Collins)の表現を借りていえばガットはその後数年の運営を通じて「単に生き延びてきただけでなく、国際通商政策のシンボルという意味のみにせよ、西欧諸国の一般的な尊敬をかちえるまでになつた」のである。以下さらに立入つてガットの主要成果をみることにしよう。

## 2 ガットの成果

### (1) 関税政策上の成果

ガットの足跡を回顧してまずあげねばならぬことはそれが各国関税政策に与えた影響であろう。前記のごとくジュネーブ・アヌシー及びトーキーの各会議(更には先般終了した対日関税交渉の成果をこれに加えて)の結果、世界主要貿易国

の間において総貿易額の七五―八〇%に関連する約五五、〇〇〇の産品(税目)に対する関税率が引下げられ、固定化されたということ、これによつて一九五七年末までの一〇年間に亘つて関税水準の安定が実現したということはまことにガットなくしてはありえないものであつた。

関税率を据置きこれに関して一般的最恵国待遇を無条件に許与するということはすでにみた通りガットの基本原則であるが、このことは国際貿易上関税率協定主義の確立を意味するものであつた。すなわち関税協定は兩大戦間期とくに国際連盟主導の下に幾度か試みられたものであつたが、有力貿易国例えば米・英・オランダ等における非協定主義的関税制度によつてその努力が阻まれてきたという事情があり、また双務協定による関税率の固定化は国家の関税自主権の喪失という理由で激しい批判を浴びてきたものであつた。一九三四年に至り漸く着手された米英通商計画も所期の効果を充分あげることなくして今日に至つていゝる。したがつてガットが戦後いち早く右の原則を確立し「世界貿易の広い範囲に亘つて関税率を固定したことは、通商政策上重要かつ意義深い一步(第一回ガット運営報告書)とさるべきものであつて、これにより全世界的規模において関税戦再現の危険防止につき共通の決意が表明され、すでに十年の長きに亘つて国際間に恣意的な関税率引上の不安が除去されてきたことは戦後国際貿易面において特筆すべきことである。

かかる関税率の固定化と並んでその引下への広汎な努力が続けられていることもガットの主要成果の一部をなすものである。ガットはその規定上関税率の引下に関し何ら明記するところがなかつたにも拘らず、多数の関税率の引下がガットを通じて実現された。かつて米英政府内部にあつてガット問題を担当したレイモンド・ヴァーノン氏は主として米国の観点からこの点について次のごとく述べている。すなわち「もしガットが存在しなかつたとしても、おそらく米英は戦前より採用してきた双務方式の関税率引下交渉を続けてきたに違いない。しかし双務的性格をもつ交渉からしては米英関税率水準において一九四八―五三年間になされたごとき追加的な引下がありえたかどうかは疑わしい。かかる追加的な引下はそれ以前になされた引下の場合に比して米英関税体系上物議を醸し易い部分

(more sensible segments) に対して強引になされたものであつて、多角的な交渉がかかる引下に対して齎らした例外的に有利な事情の下においてはじめて達成されたものであつた。羊毛関税のごときある種の一段と重要な引下は国家全体の利益と強力な国内産業の反対に直面しつつ行われた思い切つた政治的決定を要したものであり、この種の決定は何れの国を相手としようと双務交渉による限りおそくなくしえなかつたであらう。……同様の意味で他国もガットの存在しない場合には自国の関税率をこれほどまでに引下げたかどうかは疑わしいことである」と (R. Vernon, American Foreign Trade Policy and the GATT, 1954)。

ガットを通ずる関税率引下の程度をみるために一、二の例をあげれば別表(第六・七表)のごとくであり、またランドール報告資料によれば米国の平均関税率はガットを通じて一八パーセントより一二パーセントに低減(一九三四—四七年間互惠通商協定計画により二四パーセントより一八パーセントへ低下)されたこと

(第六表) 輸入額に対する関税の割合(米国内)

暦年	関税推定額 (課徴金を含む)	消費のための輸入額		有税品 輸入額	有税品輸入額の総額 に対する割合	関税額の割合	
		計	有税品			対有税品輸入	対総輸入
一九三三	二八四	一、四三三	五二九	三六・九五	五三・五八	一九・八〇	
一九三四	三八二	四、〇九八	一、三五〇	三二・九五	二八・三〇	九・三三	
一九四五	四〇五	七、〇九二	二、九〇九	四一・〇二	一三・九一	五・七一	
一九五二	五七〇	一〇、七四五	四、四八六	四一・七五	一一・七一	五・三一	

(金額 百万米ドル)

資料 Annual Report of the Secretary of the Treasury, 1940, 1953.

(第七表) ガット税率の一例

税目	一般税率	ガット税率
原毛 (四四番手以上—脂付)	純量封度 当り	三三セプト
羊毛糸	封度当り 及び従価	四〇セプト 三五〜五〇%
絹製服飾品(スカーフなど)	従価	三三セプト 三五〜五〇%

いわれる。右の計数は一九五二年における有税品輸入に対し賦課される関税率に  
関し、輸入量によつて加重して求められた平均税率であつて、関税率の輸入制約  
度すなわち高関税によつて輸入そのものが阻害されているという事情を反映する  
ものでなく、したがつてその低下の意味を評価するに際してはこの点充分に注意  
されるべきものである。のみならず関税率それ自身からその輸入制約性を即断し  
えない。競争の烈しい、したがつてまた利潤率の低位にある産品については低度  
の関税も高度の貿易障壁となりうるし、産品の性質によつては関税よりも輸送費  
が輸入増減により大なる作用を及ぼす場合もあるからである。しかしながらか  
る諸点を考慮したとしても、ガットを通じた関税率の引下がかなりの程度のもの  
であり、その据置措置と相俟つて国際貿易上諸国間の紛争を軽減し、貿易量を増  
加せしめ、ひいてはドル不足緩和の一助ともなつたと推定することは強ち過言で  
はなからう。

品名	従価	税率	税率
金属製玩具	従価	七〇%	二五〜三〇%
自 転 車(二五吋以上)	従価	三〇%	七五〜一五%
乗用自動車	従価	三〇%	三〇%
蛙 (塩干物)	従価	三三%	三〇%
鯨 (シ)	従価	三三%	一〇%
綿 (糸(単 糸))	従価	一七%	七〜一四%

なお調査月報昭和二十七年十二月号参照

以上のごとき関税率の引下及び固定化を可能ならしめたものとして関税率の多角的引下交渉方式の確立という点をあげておかねばなるまい。前述のごときガットは関税率に関する交渉を従来の双務方式より多角的交渉方式に移したが、「それは一方において諸政府がその提供する用意のある譲許を決定するに当り、他の諸国間に同時に行われる交渉の結果としてうることを期待しうる間接の利益を考慮に入れることができ、他方において世界の関税率を極めて短期間に低減することができ、一つの技術を生み出した」(前掲第一回報告)ものであった。

伝統的な双務関税交渉方式に比較した場合多角的交渉方式の有する長所として考えられる主要な点は次のごときものである。すなわち、第一にそれは関税上の譲許を与える場合、双務協定におけるがごとく爾余の関税交渉に備えて交渉余力保持のため譲許を保留するという配慮を減少せしめるものであった。第二にそれは交換されるべき直接の譲許の比較のみならず他国間の譲許に伴う間接的利益を正確に評価することを可能ならしめた。したがって第三に各国においては直接間接の利益の総計において交渉の得失を比較する傾向を生ぜしめ、双務交渉の範囲を超える高価な譲許を交渉の対象たらしめ得ることとなった。

かくして多角的関税交渉方式は「与えられた譲許の範囲と程度を極限まで拡大」したのであるが、同時にかかる交渉が予め用意された譲許要求表に従つてなされ、交渉過程を通じてその経過に関する情報が与えられるという技術的手続の効果もあつて、関税交渉の進捗は著しく早められた。過去三回の各交渉会議は何れも五―七カ月間に一二〇―一五〇の関税協定を成立せしめている。

したがって関税率交渉における多角的方式の導入は関税率引下及び固定化を促進するものであると同時にそれ自体ガットの主要な業績の一つに数えられるべきものとされよう。そしてかかる交渉方式の確立した結果各国において関税率の有する国際的意義に対する関心が一段と高まり、各国関税率の妥当性ないしは不均衡の是正という点についても検討が加えられるに至つたのである。

## (2) 通商政策上の成果

ガットが各国の通商政策面に残した成果はその関税政策上における場合ほどには目立つたものはない。関税政策に関する限り屢々指摘したように規定の不充分

ガットの運営と改正について

さにも拘らずガットはかなりの程度の成果をあげているが、これに対し規定上はるかに明確な線を示している貿易政策面での成果がさほど明らかに認められないというところは皮肉な対照である。

その理由としてはまず主として貿易政策に関する規定からなる協定第二部はガット成立以来「現行の法令(各国内法)と合致する最大限度において」適用されることとなつてゐること、またこれら規定には例えば国際收支保護のための輸入制限等多くの例外措置が認められてゐること等があり、更にはかかる暫定的かつ例外的措置を不可避ならしめた事情、すなわち戦後における国際貿易上の異常事態及び朝鮮動乱ないしは冷戦の持続のごとき攪乱要因が依然として作用し続けていることがあげられる。

ガットが定めてゐる例外的措置が名実共に「例外」となりうるという条件はその成立以来少くとも現在に至るまで与えられることはなかつた。したがって実際問題としてガットの貿易政策面における業績を評価するためにはなおかなりの時日を要するともいえるであらう。そしてかかる観点からすればいわゆる「ガット・クラブ」というごときむしろ漠然たる姿のなかに国際貿易に対するガットの貢献の主要なものがあるということになるわけである。

多角的協定としてのガットは戦後国際経済における各国の利害の密接な絡み合いを背景として成立したものであるが、同時にガット運営上の多角的協議方式は各国間の理解を深め複雑な貿易政策面の摩擦や誤解を緩和し広汎な国際間の協力を促進するものであつた。ガットにおいては各国は自らの意思に反して関税上の譲許を強制されることなく、また貿易政策面における自国の法制の改廃を求められることもないが、かかるルーズな協定関係にあるにもかかわらず、ガットは今や国際貿易上中心的地位を確立し、その運営に一の新たな型を形成するに至つた。このことはガットの業績を評価する場合、その不十分な規定に示されるところにおいてよりも、むしろ国際貿易を律すべき各種のルールを發展せしめるべき討議の場を提供したという点におけるその役割に注目する必要があることを示すものであるといえよう。

しかしながら、ガットの通商政策面における成果をかかる「ガット・クラブ」な

る点に限定しえないことも当然である。まず締約国は各国の輸入制限強化に關し規定の定めに従つて協議を行い、その是非について検討した。例えば一九四九年南ア連邦の新措置実施に關する協議(第三回締約国団會議)、同年英連邦諸国の制限強化に關する協議、ないしは一九五一年ベルギーの制限強化に關する検討(何れも第五回會議)等がある。これらの協議ないし検討は何れも結局当該制限実施の措置を承認、或は黙認する形に終つたが、それにも拘らず締約国間における討論がかかる輸入制限及びその差別的適用の実施に対し制約的な圧力を及ぼしたことは否定しえないところであつた。この間の事情は去る三月オーストラリア政府の輸入制限強化に關連して伝えられた次のごときガット関係筋の見解からも窺うことができる。すなわちオーストラリアの輸入制限強化はガットによる世界貿易の混乱防止の実例である。ガットのない場合には同国の制限強化には何らの束縛がなく、また関係国は同国との双務交渉によつて自国の立場を有利にしようにと、或はこれに報復しようとするであろう。オーストラリア政府は制限強化の発表に際してそれがガットの枠内にある旨を正当化するためにその理由を明らかにし、かつ事情好転に応じて制限を緩和する旨言明している。重要なことは同国が依然として貿易自由化達成に努力しつつあることが明確化され、かつ右の制限強化が締約国間の検討に付され効果的な緩和ないし修正を予想しようということである(New York Times, Mar. 23, 1955)。

更に締約国は数量的制限の実施状況に關し各種の調査を行うことによつて貿易自由化を間接的に促進する役割を果している。かかる調査は協定の定めに従つてなされた国際収支保護のための輸入制限(十二条)、その差別的適用(十四条)に關するもののみならず、それ以外の数量的制限例えは農業保護、経済開発、一般的例外等に關して実施されているものも含まれている。勿論かかる調査はそれ自体各国貿易政策に直接影響を及ぼすものではないが、数量的制限が國際的視野から検討される機会を与えるものであつて、その軽減、撤廃の方途を見出す助けとなるものであつた。

同様に数量的制限以外の分野においてもガットの業績を認めなければならぬ。例えば協定は特定の産品に対する緊急措置として、予見されなかつた事情の

發展と協定上の義務の効果により特定商品の輸入が増加し国内生産者に重大な損害を与える場合、締約国は義務の停止ないしは譲許の撤回を行いうる旨規定している(第十九条)。右は米米互惠通商協定法にいわゆる「免責条項」と同一方針のものであるが、一九五〇年米米国はこの条項を援用して婦人用フェルト帽子及び帽体の一部に關する譲許を撤回し、規定に従つて関係各国との協議を行つた際、チエコスロヴァキアより米国の措置は所定の要件を満してないと抗議され、これに基き締約国はとくに作業部会を設置してこの問題を検討せしめ、翌一九五一年の締約国団會議の同意のもとにその報告書を公表した。この問題は結局ガットが米国の措置を承認することによつて終つたのであるが、その間関係国間の協議とともに締約国間の慎重な検討がなされたことは、免責条項の発動に關する一の先例を確立したものと見えるであろう。昨春秋ガットが「一般協定」の全面的再検討に着手したのと前後してスイスは従前の態度を変更してガットに加入する用意の下に再検討の成行を注視していると伝えられたが、スイス貿易政策に關するかかる変化の理由の一つに同年夏米国の対スイス互惠通商協定に基き時計関税の譲許の撤回があげられていたことは、ガット関係の下に於てはかかる撤回がより困難であつたかもしれないというスイスの判断を物語るものであり、したがつてこの点に關するガットの役割を示すものとみることが出来る。

苦情処理に關するガットの成果もまた看過しえないところである。協定の違反ないし無視に対してガットは強力な規定をもつておらず、ただ違反その他の措置等によつて自国の協定上の利益が害されている場合に關係国との協議ないしは締約国への付託を認めているにすぎない。したがつて率直にいうならばガットのこの面における成果は小であり、米国の酪農品輸入制限に対するオランダの苦情、ブラジルにおける輸入酒類等の差別的国内税制に關するフランスの抗議、米国のオレンジ輸出補助金に対するイタリーの苦情等何れも年来の懸案となつてゐるが、一方においては比較的目立たないままに解決された場合も尠くないのであつて、例えばオーストラリアの国内人造肥料補助に對するチリの抗議、ドイツの鰯輸入差別税に對するノルウェーの抗議、或いはベルギーの政府職員家族手当に關する輸入特別税に對するデンマークはじめ欧州諸国の苦情等締約国間の検討及



び勧告によつて事態の收拾が行われているのである。

これらの他にガットが税関手続ないし貿易行政改善等の部面において努力しつつある点をもあげることができる。貿易制限実施に関する標準的施行規則、輸入に対する領事手続及び書式上の要件に関する勧告、商業見本及び広告材料の輸入促進協約等の作成はその一例であり、更に今後の問題として関税評価及び関税率体系の整備等の検討に着手することが期待されている。

## 五、ガットの全面的再検討

### 1 ガットの限界

以上のごときガットの成果は同様の基本原則の下に企画されたI T O憲章の挫折と比較した場合、充分評価すべきものであるが、他方それが戦後の国際貿易の直面する複雑な諸問題に対して極めて限られたものであることもまた認めなければならぬ。かかる事情は多分にガットそれ自体の性格に由来するものである。即ちガットはI T O憲章に比して「より狭い政策面を対象とし、締約国の立法的措置を求めるところが少く、恒久的機関を欠き、しかも締約国に対する制約はより緩やか」(W. Diebold, *ibid.*)なものであつた。いまこの点について若干立入つてみれば次の通りである。

まずガットは前記の通りI T O憲章の一部分、即ち関税及び通商政策の分野を継承するものである。これはガットのいわば限定的性格ともいうべきもので、ここではI T O憲章の第一―六章及び第九章の一般原則を「行政上の権限の最大限度まで遵守」することとし、また通商政策に関する協定第二部も「現行法令と合致する最大限度において」適用する旨明示されている。別言すればガットがかかる留保なしに適用している条項は一般的最惠国待遇、関税率譲許、適用地域、国境貿易、関税同盟及び自由貿易地域、締約国団の共同行動等の諸規定及びこれに加えて若干の手續規定にすぎない。

さらにガットは「一般協定」の発効に基いて適用されているのではなく、すべての締約国についてジュネーブ、アヌシー或はトーケーにおいて作成された暫定的適用に関する議定書によつて適用されている。これはガットの暫定的性格ともいふべきもので、これに加えガットの核心たる関税率譲許の据置期間が、三カ年に

限られて発足し、その後随時三年乃至それ以下の期間につき延長されて現在に至つたこと、恒久的機関ないし事務局を有せず、予算に関する規定もなくして発足したこと等何れもかかる性格を示している。

この他ガットの非強制的性格としてガット適用上特に国内法令の改廃の要が少いこと、規定違反に関しては単に自国の利益の害される場合にこれを問題にし得るに止ること、六〇日間の予告によつて安易に脱退しうること、或は加入国にガット規約の不適用を認める規定のあること等がある。また多数の例外規定を設け、かつその援用は比較的容易であること等もこの性格を現わすものとなしうる。

かかる性格はその長所でもありまた短所でもあつた。ガットはかかる性格をもつものであるが故にI T O憲章の挫折のあとを承けて現在に至るまでその存在を保ちえたのであつた。ガットはその対象から完全雇用問題、制限的商慣行問題、商品協定問題等を除き、かつ関税及び通商面に関してもその範囲を狭めることによつて、これらの問題をめぐる論点を整理し、存続の期間を限定することによつて妥協の余地を広め、また締約国に対する制約をなしうる限り小ならしむることによつて、国家主権の制限という観点からする批判を回避することができた。したがつて各国政府にとつてはI T O憲章の場合に比して比較的容易にガット関係を受諾し、これを維持しえたわけである。

同時にかかる性格の故にガットは不安定かつ不充分たらざるをえなかつた。すなわち各締約国はガット関係が自国の利益にとつて好ましくない場合には容易にこれを打ち切ることができるのであつて、例えば第六回締約国団会議(一九五一年於ジュネーブ)において英国はガット再検討問題と関連してそのガット受諾が暫定的であることをとくに強調し、また一九五一年米國議會は互惠通商協定法の延長に際しそれがガット関係を承認するものではない旨をとくに明記する等の事例はガットの不安定性を如実に示したものであつた。他方関税ないし数量的制限問題が原料問題、経済開発問題、カルテル問題、不況対策等と分離して取扱ひえないものとする諸国にとつてはガットの不十分かつ弱体である点に不満が残された。古くは第五回締約国団会議においてノルウェー代表の提案した完全雇用条項

挿入問題、最近においては第九回会議において後進諸国の提案した原料協定問題等はガットの不十分な性格を衝いた一例である。

しかしながらガットの長短とは別に国際貿易の現状が何らかの形におけるこの種の国際的取極ないし機関を必要としていることは改めて指摘するまでもない。なぜならば国際的分業すなわち多角的貿易の発展こそ最大の生産を約束するものであることは依然変らぬところであるに拘らず、現在においては貿易政策を各国の恣意を委ねることによつてこれを表現しようという条件は喪われているのであつて、何らかの措置ないし手段によつて、国際協力を確保することが不可欠となつてゐるからである。ITO憲章は実にかかる国際協力を確保する手段として企画されたものであつた。地域的な機構としてのOECEないしはスターリング地域を別とすればガットはかかるITO憲章の企画を体现している唯一の現存国際機構である。しかるに右にみたごとくガットはかかる国際協力の手段としてはなお極めて不十分であり弱体である一方、或は不況対策の一環として、或は通貨交換性回復の支柱として、国際貿易は常にかかる手段を求めている。すなわち、ガットの限界を克服してその強化が最近数年の懸案となつてきた所以である。

## 2 再検討の必要

ガットが以上のごとき限界を有するものであり、したがつてそのままの形においては永続的たりえないということはガット自身も明らかに認めており、第二十九条「ハバナ憲章との関係」(修正により削除)はITO憲章未発効の場合には「協定を改正し、補足し、または維持すべきかどうかについて取りきめるため」締約国が一九四九年末までに会合することを規定している。ITO憲章の発効が米国の批准断念によつて見込薄となつて以降この問題はとくに現実性を帯び、第五回締約国団会議においてガットの継続的運営問題の研究のために特別委員会が設定され、その後の各会議においてつねに重要議題の一とされてきた。

数年に亘る「一般協定」の再検討過程において各国より提起された問題点の主要なものをあげれば概ね次の通りである。

(イ) まず関税率の引下に関し現行方式が国際貿易の現況からしてすでに一応の行詰りに達しているという点が指摘された。かかる事情はとくにトーキーにおけ

る関税率引下交渉会議において、例えば主要税目に関して一通り譲許がなされ尽したと、したがつて米国及び英連邦間における交渉不成立の示すごとくこれ以上の譲許は数量的制限排除の潮流もあつて、従来のそれに比し各国にとつて格段の重要性を帯びるものであること等により明らかとなつた。しかも関税率引下交渉の基礎となる関税水準が各国において不均衡であり、低関税及び無税の据置は高関税の引下及び特惠の除去と等価であるとされたものの、低関税国はその関税率を据置いた後には交渉力の弱さを否定しえず、他方高関税国側からしても結局一方的となるごとき譲許を許与する用意のなかつたこともいובה当然のことであつた。

かかる事情を背景とした動きの主要なものとしてはいわゆる「フレンチ・プラン」があげられる。「フレンチ・プラン」は、欧州内関税水準不均衡の縮小に関するベネルクスの提案(高関税国の税率の一方的引下を内容とする)の代案としてフランス政府が第六回締約国団会議において示した提案を締約国団における二年間の検討を経て精密化したものであつて、その概要は次の通りである。

すなわち、まず同計画参加国は基準年度における関税の平均負担率、つまり財政関税関係分を除き関税収入総額の輸入総額に対する割合を三年間各年一〇%づつ計三〇%方低下せしめるよう関税率の引下を行い、計画実施期間たる五年間を通じてこれを固定化するものとする。この場合平均負担率の計算は関税税目を一〇部門に分類し、各部門につき右の引下を実施するのであつて、引下関税税目の選択は部門内において各国の任意とする。つきに低関税諸国における平均負担率の引下は右の三〇%以下の割合で行われるものとする。ここでは各国における関税の平均負担率の平均を求めてこれを境界線としその低位五〇%に最低率を設け、一国のある部門において平均負担率が最低率以下の場合には引下不要とし、最低率以上境界線以下の場合には平均負担率と最低率との開きの境界線と最低率との開きに対する割合に依り三〇%より低い割合で引下を行うをもつて足りることとする。(境界線及び最低率の定め方は例示的なものである。境界線一〇、最低線五、平均負担率七の場合には  $\frac{5-10}{10-5} = 30\% \times \frac{7-5}{10-5} = 12\%$  すなわち各年四%となる。) さらに高関税は輸入量を極少量にまで減少せしめることによりその輸入阻害の程

度が平均負担率に反映されないため、別に引下の義務を課する。すなわち輸入品を工業原材料、半加工品、完成品及び農産品の四部類に分ち各部類毎に最高率を定めることとし、これを超える関税率は計画の最初の三年間にこの最高率の水準まで引下げられなければならない。また後進地域の経済開発に対しては特例を認めることとし、これらの地域(先進国の海外関税領域を含む)は参加国の承認を経て、経済開発計画に関連する特定品目を平均負担率の計算より除外しつかかると負担率は各部門毎ではなく関税全体に対し計算し、また境界線を例えば一〇%というごとく固定化することとする。これにより後進地域は新産業育成のための関税保護に関し、或は引下関税税目の選定に関し広汎な自由を与えられるわけである。最後に関税率据置の例外としてエスケープ・クローズが認められている。関税率の据置が重要な経済的、社会的危険を招来する場合には税率の修正をなしうるが、その条件として当該部門の平均負担率維持のため他品目に関し関税率の追加的引下を行うこととし、かつ修正税率は当該部類の最高率または計画実施前の税率の何れか高い方を超えてはならない。なお計画により引下の必要のない関税率については各部類の最高率以下において、かつ各部門の平均負担率の所定の据置水準以下においてこれを自由に引上げることとされている。

以上の計画の主要特徴は従来の関税率引下交渉における品目毎の双務交渉方式、すなわち譲許の厳密な均衡を目的しつつ各産業部門の利害を最大限に考慮しうるという方式に代えて、全参加国に対し一の共通の標準に従つて自国関税率の保護的な範囲を引下げる義務を課することである。ここでは譲許の互恵的な利益は同一標準における一般的な関税率の引下を対比することによつて測定されるのである。しかも各国は本計画の下においては関税率水準の引下に関し比例的な努力を求められることになる。また一定の水準を超える関税率の引下が義務付けられていることもその特徴の一つといえよう。

本計画はすでに各国の検討に委ねられており、ベルギー、デンマーク、ドイツ、オランダ等の諸政府より原則的支持の態度が示されているが、米英等主要貿易国の参加なくしては実施されないことは勿論であり、その成行が注目されている。

## ガットの運営と改正について

「フレンチ・プラン」はいわばガットの関税政策における抜本的な提案ともいうるものであるが、その他に、より技術的な諸問題について現行規定の修正を求め見解も尠くない。その一例としてここに国際商業会議所(ICC)の提案(「Future of GATT」)についてみれば次の通りである。まず関税率譲許の据置期間は貿易の安定確保という観点からして最短三年間として延長することが望ましいとされる。つぎに据置期間満了後において譲許を撤回する場合、これがガットの関税協定網を著しく危うからしめる場合には、締約国間に仲裁権限を与え、これに従うことを条件として撤回を認めることとする。これは撤回の惹起する連鎖的な報復を防止するとともに、撤回の困難が新譲許の許与を制約することを防止するという両面の要求の妥協として必要であるとされている。かかる据置期間満了後の撤回権行使の調整と同時にICCはその期間中の撤回、すなわちエスケープ・クローズの援用をより厳格に規制すべき旨指摘している。本提案によれば右の援用は特定産業に損害の及ぶ場合だけでなく、当該締約国の一般的利益を含む広汎な範囲が影響されている場合にのみ許容することとし、援用に際して他国の利益の喪失を補うよう努力すべき旨の規定を設けることが勧告されている。

(四) 第二に数量的制限の規制方式に関しても多くの批判がなされてきた。この分野における中心的問題は国際収支保護のための輸入制限に関するものであつて、最も積極的な立場からは、外貨準備の減少は国内経済における緊縮政策の実施により、或は為替の過高評価の是正により防止されるものとして、輸入制限の全面的撤廃が強調されてきたものである。

この点について前記のICC提案は現行ガット規定においてこの種輸入制限に広汎な自由が与えられているため「国際収支の困難を理由として保護論者の野望が恣にされている」とし、かかる制限が「一方では貿易を一定の枠内に収めることにより国際収支の自動的調整機構の作用を阻害し、他方では自国経済を国際的競争に曝らそうとする諸国に比し価格水準を上昇させることにより、長期的にはこれら防壁により庇護される国の競争力を損う傾向を有する」と指摘して次のごとく規定修正の必要をあげている。

すなわち第一にこの種の制限を賦課せんとする締約国は国際収支不均衡の原因

につき徹底的な調査を受け、輸入制限が唯一の対策であることが明白となつた場合にのみこれを承認されることとする。これは従来の規定が制限の使用を単に貨幣準備に対する脅威の存在に結び付け、かつその解決が甚だルーズであつたという欠点を是正するものである。第二には右の承認が他の対策を準備するまでの猶予期間を与えるものとして計算された一定期間に限り与えられるものとする。かかる暫定的性格を明確にすることにより保護産業への投資が牽制される。第三に制限の監視機関を設立し、これに通商部面だけでなく通貨・金融部面に対しても権限をもたせるべきであるとされる。第四に以上の修正が不能の場合には、尠くとも締約国団会議が定期的にこの種制限の審査を行う旨規定することが必要である。第五にこの種制限の差別的適用は国際収支の眞の均衡回復を妨げ、通貨の自由交換体制の回復を際限なく延期するものであるため、より一層嚴格に規制されなければならない。その一例として差別的制限は事前承認を要するものとされ、また全般的かつ継続的に国際収支の受超傾向にある国との関係においてのみ承認されるものとする等の点が指摘されている。

国際収支保護のための輸入制限に関する英国の最近の態度は極めて注目されるものであつた。英国は従来ガットに対して冷淡な態度を示し屢々ガットにおいて積極的な態度をとることを逡巡してきたといわれていたが、最近英ポンドの交換性回復が具体的な日程にとりあげられるに及んで、かかる従来を捨てて至つた。第九回締約国団会議における再検討の劈頭、パトラー英蔵相は同国の政策を表明して要旨次のごとく述べている。

すなわち、同蔵相は同国の立場を「ガットを再確認し、かつこれを強化することにあることを明らかにしたのち、「問題の核心」として輸入制限の問題をとりあげ、数量的制限の一般的廃止という原則を宣明した第十一条の存続を強調するとともに、国際収支保護のための輸入制限に関する規定は差当りは修正の必要なしとしても、交換性回復という条件の下においてはより嚴格に規制されねばならないと指摘した。英国の提案によれば右の規定は以下の両面より強化されることとなる。第一に制限の賦課はすべて締約国団の承認を要するものとする。これは制限の賦課及び維持が完全に正当化されるものに限定するという趣旨のものであ

る。第二にかゝる制限を一年間以上延長する場合には事前承認を要するものとし、かつこの制限はいかなる場合にあつても更に一年間を超えてはならないものとする。これは制限の維持を必要最低限に止めんとするものではあるが、後進諸国はこの条件から除かれている。また制限の差別的適用に関してパトラー蔵相は交換性回復との関連において通貨の稀少化した国に対する適当な差別的制限の賦課を必要とし、IMFの稀少通貨宣言に関連するガットの規定拡大を示唆している。

(ハ) 第三の問題としては後進国の利益に関するこれら諸国の批判がある。先進諸国はこの問題についてガットの遵守による国際貿易の安定こそが結局後進諸国の経済開発に資することとなるといふとき態度をとつているが、後進諸国は原則としてガットに賛意を表しつつも、なおそれが後進地域の要求に應ずるところが少いとして例外的措置の拡大を強く要望しており、ウィルグレス議長(カナダ)の指摘のごとく、この問題は再検討における各国見解の調整上「最も困難な問題の一つ」であつたといえよう。

第九回締約国団会議においてインド代表はこれに関して次のごとき発言を行つた。すなわち「待遇の平等は同等なもの間においてのみ衡平なものである。虚弱な者は巨人と同じ荷物を運びえない。……われわれが特例的措置を要請したとしても、それはわれわれが基本原則において異なるものでもなければ、特権的地位に置かれることを望んでいるからでもなくして、世界各地域における経済的發展のペースが不均等であることによつてわれわれが容易ならぬハンディキャップの下におかれていゝという理由によるのである。」かゝる発言は後進諸国の基本的態度を表明するものであつて、各国代表はかかる立場からそれぞれ具体的な問題提起を行つてゐる。例えば後進国の経済開発計画遂行のために第十八条は数量的制限、関税政策等の適当な保護措置を採用しうる権限を後進諸国に与えるよう修正されなければならない(セイロン)こと、急速に發展する産業の保護に関し関税率の調整を行うことが必要である(マラヤ)こと、産業保護の必要と並び後進国の関税は重要な財源であり、関税政策に弾力性を与えることが望まれる(ビルマ)こと等の見解が見受けられ、「少数の品目に大部分の外貨収入を依存する後進国は関税課

許の利益を享受するところが少い」(パキスタン)という立場から原料品価格の安定確保のため商品協定に関する規定をガットに設ける必要があるという意見が殆どすべての後進諸国より表明されている。

(四) 第四に輸出補助に関する問題が注目されている。この問題は関税率譲許ないし数量的制限における場合と同様の意味で戦後における国際経済の漸次的回復に於いて各国の関心事となつてきたものといふ。戦後の財貨欠乏時においては輸出補助は殆ど不要であつた。しかるにかゝる欠乏の解消とこれに伴う国際輸出競争の激化により各国における輸出補助政策は著しく積極化し、例えば戦時需要を賄うため激増した農業生産力を擁する米国の農産物輸出補助政策に対しては爾余の農産物輸出諸国において一段と深刻な不満が表明されるに至つてゐる。

ガットは補助について締約国間に通告義務を課し、当該補助が他国に重大な損害を与えている場合には関係国間の協議を行うべき旨規定(第十六条、補助)するとともに、他方かゝる補助による被害の防衛手段として相殺関税の賦課を認めてゐる(第六条、ダンピング防止税及び相殺関税)。前記 I C C 提案はかゝるガットの態度を「若干放漫」なものとし、かつこれを相殺関税による報復に委ねるのみでは好ましくないという立場から、ガットが「原則としてすべての補助制度を不可とする態度を明白にすることがより適当」であるとのべてゐる。この他農産品輸出国としてカナダ及びオーストラリア等の諸国は米國農業政策との関連においてこの問題を重視し、輸出補助を原則的に否認する I T O 憲章の追加規定等に示された方針をガットに挿入する必要を指摘(濠)してゐる。

(五) 最後にガット再検討に関連して最も重要なものの一つとして恒久的運営機関の設置についての問題をあげておかねばならない。米國代表ウオー國務次官補は第九回締約国団會議において再検討に関する米國の第一の目標として、「一般協定に機構的な骨組 (an organizational framework) を規定し、これにより (ガットを) より効果的にかつ恒久的な基盤で運営させること」をあげ、恒久的運営機関の設置が極めて必要である旨指摘した。同代表によれば現在では会期間委員會有意義な役割を果しているとはいへそれはあくまで「間に合わせ」の方便であつて、ガットにおける大部分の問題は年一回の締約国団會議において処理され

なければならぬ。しかしながら国際貿易上の諸問題は殆ど日々生ずるものであつて迅速に処理される必要があるため、従来のごとき締約国団會議を中心とする運営方式はこれに適応するものに改編しなければならないとされる。

恒久機関設置に関しては各国とも異論なくその必要を認めてゐることであり、右米代表の発言に先立ち英代表も現在の事務局と同程度の規模における機構の創設を希望するとともに I M F との間に緊密な関係を設定すべきであると指摘してあり、また I C C の提案もガットの強化及び簡素化に不可欠のものとして締約国団が自由に駆使しうる執行機関を設立する必要があるとのべてゐる。

### 3 再検討の内容

「一般協定」の全面的再検討は昨年十一月八日に始まり本年三月七日をもつて終了した。この結果は「一般協定」の修正に関する諸議定書、貿易協力機構 (O T C) に関する協定として成文化され、それぞれ各締約国の署名を待つ許りとなつてゐる。これと並んでいわゆる輸入制限の「動かしがたい部分」(hard core) に関する決定、余剰農産物処理に関する決議などの諸決定及び決議が採択され、更に関税率措置期間の延長に関する宣言が行われた。いまかゝる諸文書の示すところから従い再検討の内容を概観すれば次の通りである。

#### (1) 関税政策上の修正

まず関税政策面においては差当り現行譲許表有効期間(一九五五年六月三十日)を一九五七年十二月三十一日まで延長するとともに、翌一九五八年初以降これを毎三年間自動的に延長することとして関税率の安定化を進め、同時に関税交渉に関する規定を新設して関税率引下に関する積極的な態度を明文化した。

譲許据置期間の三年間自動的延長は現行第二十八条の修正を通じて行われた。同条は締約国が譲許の修正及び撤回を行うる時期について現在これを「一九五五年七月一日以降」と定めてゐるが、今回の修正により「一九五八年一月一日に最初の期間の始まる各三年の期間の最初の日(又は貿易協力機構が投票の三分の二の多数により定めるその他の期間の最初の日)」当該譲許について最初に交渉した締約国及び同機構が主要供給利害をもつと決定した他の締約国との交渉及び取極により、かつ右譲許に実質的な利害を有すると同機構の決定する他の締約国との

協議を条件として、譲許の修正及び撤回をなしうるものとされ、これにより一旦与えられた譲許は三年間据置かれ、とくに修正、撤回の提議のない限り、その後三カ年毎に自動的に延長されることとなつた。(貿易協力機構―後述―は締約国団に代るもので、その発足とともにガット規定における「締約国団」は「貿易協力機構」と修正される。)

右は関税率据置における従来の暫定性を克服し、その安定性を高めるものであるが、再検討においてはかゝる据置規定の実施をより有効ならしめるために、つまりこの安定を硬直化せしめないためにこれに弾力性を与えるという柔軟な態度が示された。右修正と同時に同条に追加された据置期間中の修正撤回に関する規定がそれであつて、これによれば「機構は特別の事情があるときはいつでも」締約国が譲許の「修正又は撤回のための交渉に入ることを認める」こととされていゝ。かゝる据置期間中の譲許の修正又は撤回については、さきの三年毎のそれと比して若干厳格な手続が適用されることは当然であつて、後者の場合には当事国間の取極不成立の場合にも右修正・撤回をなしうる(但し相手国の報復措置がある)が、これに対し据置期間中の修正・撤回は当事国間の取極不成立の場合機構に持込まれ修正提案国が適当な補償の提供を不当に怠つたと機構が決定した場合にかゝる修正・撤回をなしえない旨定められている。

関税引下に関する規定の新設もまたガット強化という点から注目すべきところである。さきにもふれたごとくガットは従来関税率の引下に関しては何ら積極的な規定をもたず、僅かに関税の實質的軽減という目的を表明した前文と各関税率引下交渉会議における準則とにおいてこれを窺わせていたにすぎない。再検討は前文の内容を第一条「目的」として明確化(従つて現行第一、二、三条は各第二、三、四条となる)するとともに第二十八条の二として「関税率交渉」に関する条項を創設(現行第二十九条「ITO憲章との関係」の削除の発効とともに第二十九条となる)し、関税率の一般的水準及び高関税の引下の重要性を確認、「貿易協力機構が(そのための)交渉を随時主催」しうる旨の規定を設けることとした。しかもこれに加えて同条では関税交渉の手続として従来の準則たる個別商品ベースの他に「関係締約国が受諾する多角的手続を適用する」という方途を認め、實質的には

前記「フレンチ・プラン」の示す関税引下計画の実現を指向する途を拓いており、また「低関税又は無税待遇の据置は原則として高関税の引下と等価値の譲許」と認めることによつて、低関税国年来の要望をここに明文として確認している。なお「フレンチ・プラン」そのものの採択はなされなかつたが、今後における関税引下の可能性及び方法を検討する「特別運営委員会」を設置した。

関税政策面において重要問題の一たる特惠の取扱については各方面より、その可否が論ぜられたものの結局現行規定に修正を加えるに至らず終つたが、部分的な問題ながら英国の特惠について若干の拡大を認める二つの決定が採択されている。その一は英国の海外従属領域の特別問題に関する決定であつて、これにより同国はその海外従属地域で産品の輸出を全部又は大部分本国に依存するものの農業部門に援助を与えるため、一定条件の下に特惠の幅の拡大、補助等の措置を講じうることとなつた。更に英国は一九五三年十月の決定により、従来特惠地域より無税扱をもつて輸入されていた一部農産品に関し、それがガットの下に関税譲許のなされていらないものに限る、特惠関税の賦課・引上をなすことなく一般関税の賦課・引上をなしうる特例を認められていたが、今回右決定を修正する新たな決定により、従来同様それが貿易経路の変化を伴わないことを条件として、かかる取扱をすでに関税譲許のなされている品目に対しても及ぼしうるものとされている。

## (2) 通商政策上の修正

つきに通商政策面においては数量的制限の一般的廃止(第十一条)、数量的制限の無差別適用(第十三条)の両原則が現行通り確認されるとともに、国際收支保護、経済開発に関する各例外措置、輸出補助の取扱等に関し、注目すべき規定の修正が行われた。

(1) 国際收支保護のための制限に関する討論は交換性回復・貿易自由化に関連してまさに再検討の核心をなすものであつた。その論点は英国の提案にかかる制限全廃案及びIMF規定との関連における稀少通貨に対する差別的制限、即ち恒常的受超国に対する制限案であつて、各国間に激しい討議が重ねられたが結局何れも一応見送りの形に終つた。従つて本制限に関する第十二条の規定は全面的

に改訂せられたものの大綱は殆ど現行通りに落着くこととなつた。最も主要な修正は貿易協力機構の年次審査規定を設けたことである。修正第十二条は「同機構が定める日(注一発足後九〇日以内と予定されている)にこの条の規定に基いてその日に課せられているすべての制限を審査しなければならない」としかつそれ以降制限を課している締約国は「毎年(右の)協議を同機構と行わなければならない」旨規定した。かかる年次審査規定は現行協定においては「差別的」制限に対してのみ定められていた(第十四条)ものであるが、再検討により右のごとくすべての制限について行われる様拡大され、これに応じて第十四条における年次審査規定は削除されている。

右の修正は第九回総会コミニケにもべられていくごとく、国際収支上の理由の消滅により直ちに輸入制限を撤廃するという建前を「実施に当つて一層効果的ならしめ、とくにこれを主要通貨の交換性が回復される時期に適応させる」という見地からなされたものであつて、国際貿易の現状に即しつつ、その自由化に歩を進めようとするガットの現実的立場を如実に示すものといえよう。これにより各締約国は毎年その維持している制限の正当性を釈明しなければならぬこととなり、また同機構は審査の結果協定違反、他国への悪影響を認められた場合は正のための勧告を発し、これが容れられない場合には関係国の制限国に対する協定上の義務を解除しうるものとされ、かくして、国際収支保護のための制限を各国が実施するに際してはガットの一段と厳しい統制の下におかれることとなるのである。

しかしながらかかる制限に対する統制を強化する一方、再検討では制限撤廃時に生ずる特殊問題に対しても考慮を払つている。すなわち、国際収支困難の理由を以て長年月に亘つて多くの国で各種の輸入制限政策を広汎に実施してきたが、この間かかる国際収支保護のための制限に随伴して関連産業の内にはそこから保護的な利益を享受し続けてきたものがあり、かかる産業にとつては、国際収支の好転による理由の消滅のため輸入制限が撤廃されるに至つた場合には急激に他国産業との競争に曝されることとなり、その存立すらも脅かされるごとき重要事態も予想せられるわけであつて、従つてかかる重要事態の発生を防止し、混乱を極限して貿易自由化の時代を迎えるためには、何らかの過渡的措置を講ずることが

必要であり、かつ實際的であると考えられるのである。「国際収支困難期に維持された輸入制限を除去する場合に締約諸国に生ずる諸問題の取扱に關する一九五五年三月五日付決定」はかかる配慮の結果採択されたものであつて、輸入制限のいわゆる「動かしがたい部分」に關して過渡的な特例を認めんとするものである。

右決定によれば前記の例外事態に対処するため締約国団は「締約国団の個々の同意を条件として」必要な範囲である産品の輸入制限の維持を許すため「第十一条(数量的制限の一般的廃止)に基く義務を暫定的に免除する」ものとされている。この場合制限の維持は「一九五五年一月一日以降」引続き制限中のものでガットに基く他の措置により制限撤廃の影響を回避しえないものについて「国際収支理由の消滅に先立ち、かつ一九五七年末以前(締約国団の決議により延長しうる)に」締約国団に対し同意の申請が提出され、その投票の過半数の賛同をえて「五年」以内の期間において認められることとなつている。

数量的制限の一般的廃止の原則に対する例外の一つとして注目されることは「米國農業調整法第二十二條に基く輸入制限に關連し米國に対して義務の逸脱を認める一九五五年三月五日付決定」により従来とかく問題となつていた米國の農産物輸入制限が一応公式に認められたことである。農業調整法第二十二條は農産物の輸入量または条件が農産物に關し農務省の行ふ計画ないし操作の実効を妨げている場合には、輸入手数料(最高従價五〇%)または量的制限(制限の最高限度は代表的期間における輸入量の五〇%)の賦課を求めるとともに、対外通商協定等により右の趣旨に反する國際的義務を受諾することを禁じている。再検討においては米國が余剩農産物の削減に關し積極策を講じつつあること、所要措置に關し關係国と協議する旨確約していること等に鑑み、關係国との協議、締約国団の年次審査等の条件と手続を定めた上、米國の第二條(関税・課金等の据置)新(三條)及び第十一條(制限撤廃)に基く義務の免除が認められることとなつた。

(四) 經濟開発に關する規定の修正はさきにもふれた通り最も調整の困難な、かつガットの将来に重大な影響をもつものとして注目されていただけに、再検討の結果、第十八條は面目を一新、規定は一段と精密化されるとともに、後進國の要請に應えその関税及び輸入制限の各分野における保護的政策に追加的便宜が認め

られることとなつた。

改正の要点を摘記すれば、まず本条項の特例を援用しうる後進国としてその「経済が低生活水準を維持することができるにすぎず、かつ開発の初期の段階にある締約国」という定義が用いられ、従来ともすれば不明確となりがちであつたこの点に關し一応の指標が与えられている。この後進国に加えてその経済が「開発の過程にあるが」右の「範囲内にはいらない締約国」という定義が認められ、前者とは別個に産業助成の特例が定められた。これはとくに濠州ないしニュージランドのごとき生活水準の比較的高位にある後進国の要求を容れたものである。つぎにその特例の内容として、前者に属する後進国に対しては保護関税、経済開発計画実施に伴う国際收支保護のための輸入制限及び産業保護のための輸入制限の三種が示されている。

これらの後進国が生活水準引上の意図をもつて特定産業の確立(注一既存産業の改編・拡大・再建・新部門創設を含む)を助成するため関税譲許を修正または撤回せんとする場合には予め関係締約国との協議・取極を要するとされ、この点略々現行規定の線に沿つては、新規定では取極不成立の場合について明確な規定が設けられ、貿易協力機構の役割が重視されている。すなわち貿易協力機構は右修正・撤回の提案国の交渉努力と補償措置を勘案し、適当と認めた場合には提案国は一方的に右の修正・撤回を行うこととなり、補償措置が適当でないとして認められた場合には提案国の修正・撤回に対し関係国は報復措置として等価の譲許の修正・撤回を認められることとなつている。

これらの後進国が「経済開発計画の実施のために十分な貨幣準備を確保するため」輸入制限を行う場合の手続は今回の修正により新たに規定されたものである。かかる輸入制限については制限の程度・内容・手続等後にのべる差別的適用の便宜を含め概ね第十二条に規定されているところと同種の規定が設けられているが、とくに貿易協力機構の審査が二年以上の間隔をもつて行われること、或は輸入制限に対し他国の報復措置がとられることにより開発計画の実施に支障を来す場合に六〇日の予告により脱退しうる途が拓かれていること等が第十二条に比し相異の目立つた点である。

再検討では以上兩様の追加的便宜が与えられれば一般協定の規定は正常な場合その経済開発要件に充分適合するであろうとされたが、同時にこれがなお不十分な場合の起りうることを認めている。これが生活水準引上の観点から特定産業創設を助成する政府援助が必要とされ、しかも一般協定の他の条項に一致する措置により目的達成を期しえない場合の「輸入に影響する特別の措置」に關する規定である。新規定によればかかる保護的輸入制限は予め貿易協力機構に提示されることとなるが、これが譲許表所掲産品に影響しない場合には、右提示後三〇日以内に機構より協議を要求されない限り制限実施の自由が与えられ、機構より協議を求められ、その同意がえられないときにも、右提示後九〇日以降においては、実施の自由が与えられる。但し後者の場合には関係国は機構の反対しない範囲で等価の協定義務を停止しうる。輸入制限が譲許表所掲産品に影響する場合には貿易協力機構の事前同意が必要とされる。かかる機構の同意は提案国と関係国との協議の成立した場合、又は六〇日以内にかかる取極の成立に至らず、提案国の交渉努力と関係国の利益の保護のため適当と判定した場合に与えられることとなる。新規定は現行規定の相当部分を全面的に改訂したものであるが、その最も重要な改正は譲許表所掲産品に影響しない保護的輸入制限の適用に關し、右のごとく締約国団(貿易協力機構)の事前許可を要しないことになつた点である。

生活水準の比較的高位にある後進国に対する特例は右に比し若干厳しい条件下におかれている。すなわちかかる後進国に対する特例は右三者のうち第三の産業保護のための輸入制限に相当する措置が認められているにすぎない。しかもかかる措置をとる場合にはすべて事前に貿易協力機構の承認を得ることが必要とされ、機構の承認に伴い関係国は提案国に対する相当の協定義務から解除されることとなつている。

なお新規定では右兩様の型の後進国で少数の第一次産品に依存するものに対し、それが他国の措置によつてその輸出に強度の影響を蒙る場合には第二十三条の規定を援用し、貿易協力機構と協議に入りうる途が拓かれた。

(ハ) 数量的制限の無差別適用という原則及びその関係手続は前述のごとく現行規定通り再確認されたがその原則からの例外すなわち差別的制限に關する第十四



条には若干の修正が加えられている。この修正はまず第十二条に基く国際収支保護のための制限の他に新たに第十八条に基く後進国の同種制限についても差別的適用をなしうることを明記し、さらに、かかる差別的適用の方法について現行のジュネーブ・オブション及びハバナ・オブションの二種の途を廃し、IMFの規定に基き課しうる為替制限と等しい効果を有する方法においてのみこれを適用しうることとした。尤もかかる修正はIMFの加盟国たる締約国でその貿易量が全締約国の総貿易量の五〇%以上をしめる国がIMFにおける過渡的取極条項の援用をやめ、その第八条の義務を負うに至るまでは発効しないこととされている。

(二) 輸出補助に関しては現行協定はその範囲・性格・効果・必要とする事情等につき締約国団(貿易協力機構)に対し通告する義務を各国に課し、それが他国に重要な影響を与える場合には協議に入る旨規定していたにすぎない。しかしながら、この種の人為的輸出促進措置が輸出入両面に亘り他国に対して「有害な影響を与え、それらの締約国の通常の商業上の利益に不当な障害を齎らし、一般協定の目的の達成を阻害する」という観点から、再検討においては従来の規定を「補助一般」に関するものとし、これに「輸出補助に関する追加規定」を新設補充してその規制を厳格化することとなつた。右によれば輸出補助は第一次産品の輸出に関するものと、第一次産品以外のものの輸出に関するものとの兩種に分たれ、前者すなわち農・林・漁・鉱の産物で天然の形にあるもの、又は大量輸出のため慣習的な加工を施されたにすぎないものに対する輸出補助は補助を行う国の当該産品輸出が世界市場における公正な分前を超えない範囲において認められるとされている。これに対し第一次産品以外の輸出補助はそれが輸出価格を国内価格より安からしめることとなる限り、直接的たると間接的たるとを問わずいかなる形式のものであつても、一九五八年一月一日以降は停止すべきこととされ、かつそれまでは本年初頭の水準に据置き、その範囲を拡大しえないことと定められた。尤も右の停止期日はそれまでに締約国間において取極の成立する場合を予定し、それが不成立の場合は更に延期される旨了解されており、取敢えず一九五七年一月末までに再検討を行う様予定されている。

右と関連して輸出補助に対する対抗措置は従来通り相殺関税の賦課に限られて

ガットの運営と改正について

いるが、この点についても若干の修正がなされている。これは第三国のダンピング又は補助により他の輸出国の産業が重要な損害を蒙る場合締約国団(貿易協力機構)は輸入国によるダンピング防止税又は相殺関税の賦課を認めうる旨の規定に関するもので、今回の修正によりかかる場合、相殺関税に関する限り締約国団(貿易協力機構)はその賦課を認めなければならないこととなり、かつ緊急時には締約国団(貿易協力機構)の事前承認なしに輸入国は相殺関税を課しうることとされた。

(三) なお商品貿易ないし原料協定の問題に関しては英国代表よりガットの対象の範囲の拡大に関連して「商品政策に関する補助的取極」の可能性につき研究することが示唆され、特別の小委員会が編成されたが、米国の消極的な態度もあつてなお結論を打出すに至らなかつた。しかしながら再検討ではこの種の問題として「余剰農産物」及び「戦略貯蔵」の処分についてそれぞれ決議が採択され、かかる処分が何れも関係締約国間の協議に付されるべきこと及びそれにより影響を蒙る締約国の意見を尊重すべきこと等の勧告がなされている。

### (3) 組織上の改正

貿易協力機構(Organization for Trade Cooperation—O.T.C.)の設立は今回の再検討の成果のうち最も特筆さるべきものであろう。ここにガット運営の常設機関として恒久的な貿易協力機構が生み出されるに至つたことはガットがその暫定的性格から脱し流動的な国際貿易の現実に対し適応する体制を整えることを意味するものであり、I.T.O.の構想が部分的にせよ実現の方向に動き出したことを示すものである。

O.T.C.はガットとは別個の「貿易協力機構に関する協定」によつて設立される。かかる形式を採つたことは主として米国の受諾を容易ならしめる配慮に出でたものとみられている。しかしながら形式的には別個ではあるが実質上はガットと一体のものであつて、右のO.T.C.協定の採択と並んでガットには「一般協定の組織的修正に関する議定書」により、現在ガットにおける締約国団の地位がO.T.C.により代位せられる様技術的な修正がなされている。

O.T.C.のガットにおける地位は修正一般協定及びO.T.C.協定における以下の規

定により示されている。すなわち、一般協定は「貿易協力機構は一般協定における同機構の行動を定める規定及び共同行動を含む他の規定を実施するものとし、かつ、一般協定に関するその他の活動であつて、同機構を設立した協定で規定されているものを行うことができる」(第二十五条「貿易協力機構」旧「締約国の共同行動」の修正)と定め、他方OTC協定は「OTC一般協定を運営(administer)し、かつ一般的に同協定の運用(operation)を容易にするもの」(第三条)とし、例外的事情下における締約国の義務の免除に関する決定、無効化及び毀損に関する諸問題の調査及び処理等再検討により一般協定より移された規定を掲げている。OTC協定に規定されたOTCのその他の機能には国際通商交渉の主唱・後援、国際通商政策に関する諸問題の検討及び勧告、関係情報統計の蒐集・分析・公表等がある。

更に一般協定においては「全締約国はできる限り速やかにOTCの加盟国となる」とされ、OTC協定発効後にこれを受諾した締約国はそれを受諾しなかつた締約国が締約国たることを止める旨決定しうる(同条)こととなつており、これに対応してOTC協定では「OTCの加盟国は一般協定の締約国」とし、各国は一般協定の締約国となればOTCの加盟国となり一般協定の締約国でなくなれば同時にOTCの加盟国でなくなる(第二条)と定め、何れもガットとOTCとの関係を端的に示している。勿論OTCは一般協定の修正をなしうるものでなく、かかる修正は締約諸国の受諾(第一部及び第三十条「修正」)に關しては全締約国の受諾、その他に關しては三分の二の受諾)によるものとされており、他方OTC協定の修正は加盟国三分の二の受諾によつてなされる。機構は加盟国に対してその國が特別に受諾しない限り新たな義務を課しえない。

つぎにOTC協定によりOTCの構成をみると、まず機構として総会(Assem-

bley)、常務委員会(Executive Committee)及び事務局(Secretariat)がおかれる。

総会は全加盟国よりなり、OTCの機能遂行の責に任ずるものであり、定期的に年次会議を開催する。総会において各加盟国はそれぞれ一票の投票権を与えられ、ガット及び本協定の別に定める場合を除き総会の決定は過半数をもつて行われる。常務委員会は総会が定期的に選出する十七加盟国をもつて構成される。かかる加盟国は国際貿易に占める比重等よりみて経済的に最も重要な五国(米・英・仏・加・独とみられる)を含み、かつ全加盟国の地理的配分・経済発展の諸段階等の相違を代表する様選出されることとなつている。常務委員会の構成国は各一票の投票権を有し、投票の三分の二の多数決をもつて総会の定める常務委員会の権能及び義務を遂行する。事務局はOTCの最高運営担当者たる事務総長(Director-general)及びその任命する職員からなる。総長及び職員はIMF等の場合と同様に国際的な性格を与えられる。事務局は前記ITO中間委員会(ガット事務局)を継承するものと予定され、総長にはホワイト現ガット事務局長が就任するものとみられている。

最後にOTCの発足すなわちOTC協定の発効については、全締約国の対外貿易総額のうち八五%を占める締約国が受諾した日から三〇日目に受諾国間において発効し、他の締約国にとつてはそれが受諾した日から三〇日目に発効する。各締約国の全貿易総額に対する割合は次表のごとく日本のガット正式加入の有無により二様に定められているが、これによれば米英兩國はそれぞれ二〇・六%及び二〇・三%(日本加入の場合は二〇・一%及び一九・八%)であつて、これら兩國の諸否がOTC発足の鍵となつている(第八表)。

(第八表) 各国貿易比率

締約国	加入前		加入後	
	日本	前	日本	後
オーストラリア	三・一	〇・九	三・〇	〇・八
フィンランド	一・〇	八・七	一・〇	八・五
パキスタン	〇・九	〇・四	〇・八	〇・四

(一九四九—五三年間平均による%)

ベルギー・ルクセンブルグ	四・三	四・二	ド	五・三	五・二	ローデシア及びヌヤサランド	〇・六	〇・六
ブラジル	二・五	二・四	ギ	〇・四	〇・四	スエーデン	二・五	二・四
カナダ	六・七	六・五	ハ	〇・一	〇・一	トルコ	〇・六	〇・六
セイロン	〇・五	〇・五	イ	二・四	二・四	南ア	一・八	一・八
チロ	〇・六	〇・六	イ	一・三	一・三	英	二・〇・三	一・九・八
チコスロバキヤ	一・一	一・一	オ	二・九	二・八	米	二・〇・六	二・〇・一
チェコスロバキヤ	一・四	一・四	ニ	四・七	四・六	ウ	〇・四	〇・四
デンマーク	一・四	一・四	ニ	一・〇	一・〇	ル	〇・四	〇・四
ドイツ	〇・一	〇・一	ノ	一・一	一・一	グ	〇・四	二・三
			ル			ア		
			ウ			本		
			エ					
			イ					
			ガ					
			ド					
			イ					
			ダ					
			イ					
			ア					
			ド					
			チ					
			ヤ					
			ツ					

なお再検討に伴う技術的修正事項として、暫定的適用に関する決定が採択されている。すなわち締約国は再検討終結に際し「第二十六条に基く受諾に関する留保」と題する文書において、現在ガットが暫定的適用を以て実施されており、速かに第二十六条「受諾、効力発生及び登録」による受諾が望ましいにも拘らず、現状においては直ちにガット第二部に一致するよう国内法の修正を行うことが困難であることを認め、ガットの全面的実施に至る過渡的措置として次のごとく同意した旨明らかにしている。

右によれば修正ガット第二十六条に基く受諾は「暫定的適用に関する議定書」の日付現在における国内法に抵触しない最大限において第二部を適用する旨の留保を付する場合においても有効であるとされる。そして留保を付した締約国は留保に関連する主要国内法規を締約国団に提出し、かかる法規の改正の進捗状況について締約国団(OTC)の年次審査をうけることとされ、かつ第二十六条によるガット発効後三年目に締約国団(OTC)によりかかる留保に関する全面的な検討がなされるものとされている。

#### 六、むすび

以上再検討の成果を約言するならば、それは貿易自由化を指向しつつガットを強化し前進せしめるものであつたといえるであろう。前にのべたごとくガットはそれ自体再検討を要すべき多くの限界ないし欠点を包蔵するものであつた。し

かしながら他方再検討の背景たる国際貿易の動向にはガット強化について必ずしも樂觀しえない要因、例えば人為的輸出促進策・輸入防遏策等の採用等が存在していたことも見逃しえないところであり、一部には再検討が現行ガットの再確認に止まつたとしても貴重な成果であるとの見解を表明する向きも見受けられていた。かかる事情を考慮するならば再検討の結果以上のごとくガットの原則が再確認されたばかりでなく、貿易協力機構の創設、関税譲許措置期間の延長、輸入制限規制の強化、補助規定の整備等各方面に亘つてその恒久化、厳格化、ないしはその活動の迅速化の諸措置が採択されたことは高く評価しなければならぬ。

かくてガットは名実ともにブレトン・ウッズ機構と鼎立する国際経済機構の一翼たるべき体制を整えるに至つたのであるが、なお通過すべき諸閥門が残されていることも看過すべきではない。例えば差当りの問題として再検討の結果採択された諸文書の各国政府による受諾の可能性如何ということがある。再検討の結果採択された諸文書は一応本年十一月十五日を受諾の期限として各国の署名を得ることとなつており、その大勢は十月二十七日より開催予定の第十回ガット総会前後には略々判明するものとみられているが、改正の中核たる貿易協力機構発足の鍵を握る米国においては周知のごとく議会内部の保護貿易派の影響力は頃来一段と増大しており、右の加盟を要請した過般の大統領教書に対する議会の反応はかなり冷淡なものであつたと伝えられている。米国の参加なくしてこの種の国際貿

易機関の創設を期しえないことは I T O の例を俟つまでもなく明白なところであつて同議会の動向が注目される所以である。

更にこれをより長期的にみれば幾多の困難な問題を認めざるをえない。右にみた再検討の成果に対してすら勘からぬ代償が支払われ、後進国の経済開発、米國農産物輸入制限、英國植民地特惠における特例の拡大等の譲歩がなされている。勿論これらの譲歩は國際經濟全般の観点からして不当に重要視することは誤りであるが、それが國際貿易の、従つてまたガットの直面するより根本的な問題の露頭部であるという点において注目しなければならぬものである。その意味では今回の再検討が極めて現実的なものであり、漸進的なものであり、またそうならざるをえないものであつた。

I T O 憲章の挫折に際し前記デイーボルト氏は「最大限生産を許す國際分業が目的であることは明らかに認められているが、以前より明白ことはわれわれがこの目的を達成する手段を知らないということである」とのべたが、かかる事情は今なお何ら根本的变化を認めえない。しかも國際競争の激化は戦後の十年間に知られなかつた問題をなお新たに発生せしめるであらうし、各國、各企業の利害は一層複雑化して行くことが考えられる。ガットないしは O T C がこれを抜本的に解決しようとみると自体それに対する過大評価であるが、同時にこれに期待することなくしては、解決の手がかりが見当らないということも否定しえない。

ガットの経験から推して、國際貿易の分野においては条約ないし協定の条項が整備されているかどうかということが問題なのではなく、その運営にこそ事態発展の鍵が秘められていることは明らかである。従つてガットの今後における運営如何が國際貿易の自由化に対して重要な役割を演ずるものとみられる。我國としてもガット加入の上は右運営に参画の機会が与えられる反面これに拘束されることは勿論であり、今後、我國經濟政策の樹立・実施に当つてはこの意味からも慎重な配慮を要するところである。(伊 藤)